

午前10時02分 開議

議長（林 治君） おはようございます。ただいまから平成9年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、15番 堀口武視議員からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番 小山広明君、4番 市道浩高君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第3号 例月現金出納検査結果報告から日程第5、泉南監報告第6号 例月現金出納検査結果報告までの以上4件を一括議題といたします。

本4件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員、北出寧啓君。

監査委員（北出寧啓君） 今議長の承諾を得ましたので、例月現金出納検査結果報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成9年2月分は4月11日に、平成9年3月分は5月2日に、平成9年4月分は5月28日に黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計等収入役取り扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合しましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたと認定いたしました。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。

なお、当報告とは直接関連ございませんが、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施いたしましたので、その結果報告書をお手元に配付いたしておりますので、あわせて御報告させていただきます。

付言いたしますと、前議会で和気議員より御質問ございました税の徴収に関することでございますけれども、御質問があればまた答弁させていただきます。

議長（林 治君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありません

か。———小山君。

3 番（小山広明君） 北出監査委員に、例月監査報告とは直接は関係してないんですが、この間に監査請求が出された件についてお尋ねをしたいと思うんですが、今いろいろ問題になっております林野組合の問題で、市が市交際費から5万円のお金を出したという件で、市民の方から監査委員に対しての調査請求が出て、その方に回答がなされておるんですが、これを違法だから、違法建築に対して市の公金を出すのはおかしいという趣旨に対して、竣工式に10人程度の職員が招かれ、パーティー形式ということで、お祝いというよりも会費という意味合いが強くということで回答があるんですが、食事を食べたんであれば自分で会費を出せばいいんじゃないかなと私は思うんですが、ここの趣旨はそういう違法な建築、当然市が知らなければならぬ、知らないとすればむしろ注異議務といえますか、行政のそういう法に照らして執行されておるかという当然の義務を怠っておったことになるわけですから、現在違法であることがわかった段階ですので、この公金はやはり返還をするべきだという市民の訴えというのは当然だと思うんですが、なぜこういうように会費だからいいんだと。10人だからということで、金額が5,000円だから少ないからいいという、そういう趣旨では訴えの趣旨は違うと思いますので、違法なことに対しては1円たりとも払う必要はないし、市民はそれを納得しないと思うので、なぜこういうような監査の報告になったのか、改めて御説明をしていただきたいと思います。

議長（林 治君） 北出君。

監査委員（北出寧啓君） お答えいたします。

市民より信達郷林野組合事務所建設の違法問題調査の請求について、1件監査請求がございました。この点については公式な住民監査請求ではございませんので、個々の回答をする必要はないわけですが、あえて問題点を整理するという観点で回答書を作成させていただきました。

その点について、今おっしゃられた2点についてのことでございますけれども、あくまで監査委員としては金額5万円ということが、市接待交際費から支出しており、これについては信達郷林野組合は1つの市民団体あるいは協力団体とも解釈され、そういう形での市長初め職員の出向というのは、この枠内では社会通念上相当であると判断しております。

そして、ここにも書かしていただきましたように、竣工式に寸志として支出したものであり、よって返還する必要はないと判断しております。この金額につきましても1人5,000円ということで、私が判断の基準としております——これは食糧費からの支出の問題でございますが、大阪地裁の判決を受けて、最大、食糧費から支出の接待費6,000円ということが上限として設定されておまして、その辺も判断基準にさしていただいております。

小山議員がおっしゃられた、この前提としての注異議務を怠っていたのではないかということに関しては、建築物の申請及び確認並びに検査及び使用確認というのは大阪府の職務権限でございますので、あくまでこれは本市においては経由事務にすぎないというふうに判断しております。だからそれについては、注異議務を怠っていたという指摘については、私は妥当しないというふうに考えております。

以上、2点についてお答えさせていただきます。まだあれば御質問ください。

議長（林 治君） 小山君に申し上げます。例月出納検査なので、その点を踏まえてのことにしていただきたいというふうに思います。小山君。

3番（小山広明君） 私の意見だけにしときます。

監査委員の方から1つの見解が示されたわけですから、これは十分監査請求の請求期間内にありますから、また市民の皆さんも十分行動を起こせるわけですので、監査委員としての御意見ということで伺っておきます。

ただ、10人もの職員がそこに出席する必要があったのかどうかも大変問題ですね。市長が行けばそれで十分なはずなのに、10人もの職員がそこに参加した。それを頭で割れば5,000円だから、いわゆる6,000円以下だから判断したというのも、少しその辺の、10人の職員がそういうところに出席するというのも、市民には理解ができないと思いますし、ここで問われとるのは、違法なことがその時点でわかれば、当然そういうところにはお祝いに行かないだろうということが根底にありますので、金額の大小ではなしに、やはり大阪府の許認可といえども市が経由をして、建つまでにはいろんな問題があったから、10人も行っとればその中にそれを直接担当された方もおるわけですので、職員の中でそういうことはおかしいですよということを市長にちゃんと進言をする、そういうちゃんとし

た相互監視機能が市役所にないのかなということも、この問題は抱えておるわけですから、もう少しそういうところにも踏み込んで、北出監査委員の監査委員としての職務をしていただきたいなという希望だけ申し上げて、このあとは、それがどうなのかというのは監査請求の十分期間内にあるということも申し添えて、私の意見として終わっときます。

議長（林 治君） ほかにございませんか。———以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成9年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分を求めるについて（平成9年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。専決の理由でございますが、平成8年度国民健康保険事業特別会計の出納が平成9年5月30日をもって閉鎖されるについて、3億2,328万3,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上決算を行うことから、平成9年度予算において不足額の予算措置

が必要なため専決処分をしたものでございます。

3 ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2,328 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 48 億 1,280 万 6,000 円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、7 ページから 8 ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより報告第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって報告第 1 号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 7、報告第 2 号 平成 8 年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について、及び日程第 8、報告第 3 号 平成 8 年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての以上 2 件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告 2 件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました報告第 2 号、平成 8 年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書及び報告第 3 号、平成 8 年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

まず最初に、報告第 2 号、平成 8 年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 212 条の規定に基づきまして、平成 9 年度に繰り越しいたしました平成 8 年度一般会計の継続費について、同法施行令第 145 条第 1 項の規定により、繰越計算書を議会に報告するものでございます。なお、当継続費は第 1 回定例会におきまして平成 9 年度一般会計予算として議決済みのものでございます。

繰り越し内容につきましては、現場の調整等によりまして住宅改修事業で事業金額 8 億 1,368 万 2,410 円のうち、翌年度繰越額 3 億 6,466 万 2,662 円、また住宅建設事業で事業金額 6 億 6,736 万 5,822 円のうち、翌年度に 1 億 8,976 万 6,690 円を繰り越しているところでございます。

次に、報告第 3 号、平成 8 年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 213 条の規定に基づきまして、平成 9 年度に繰り越した平成 8 年度一般会計予算の繰越明許費について、同施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を議会に報告するものでございます。なお、当該繰越明許費につきましても、第 1 回定例会で平成 8 年度一般会計補正予算（第 7 号）において設定済みのものでございます。

繰り越し内容でございますが、地域ぐるみため池再編総合整備事業及びイヤカサ池改修事業については、大阪府の方で繰り越しを行った結果、これに伴いまして 1,706 万 7,000 円及び 553 万 8,500 円の事業金額をそれぞれ繰り越しているところでございます。

次に、地区計画区域内整備事業につきましては、JR との用地協議等に時間を費やしたため、事業金額 2,700 万円全額を、また消防施設整備事業につきましても平成 9 年 2 月に国の補助が決定したことに伴いまして、年度内に完工することができなかつたため、事業金額 2,490 万円全額を翌年度にそれぞれ繰り越ししているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認のほどお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———成田君。

5 番（成田政彦君） 同和住宅の住宅改修事業及び住宅建設事業の継続費繰り越しなんですけど、これは住宅改修事業及び住宅建設事業の最終的な財源内訳はどうなってるのか、1 つお伺いしたいのと、それから家賃の是正については、本会議では若干私も質問したんですけど、6 月はこれはできなくて 9 月ということになったんですけど、そうすると 9 月まで現状の 1,050 円のまま、そのままいくということやね。そういうことと、それから一般住宅の方はどうなってるのか、その点についてちょっとお伺いした

いと思います。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 今先生から御質問いただいた最終内訳という内容が、トータル的なものか個々の経費なのか、再度お願いしたいと思います。（成田政彦君「今わかっとるやつでいい」と呼ぶ）

改修事業といたしまして、今かかっておりますのが前畑5号棟、それから宮本5号棟でございます。事業費といたしましては前畑5号棟が2億5,725万円、そのうち国費が1億2,741万3,000円、起債が6,830万、一般財源といたしまして6,153万7,000円となっております。それと、宮本5号棟につきましては、工事費としまして2億6,355万円、国費といたしましては1億3,295万3,000円、起債といたしまして7,190万、一般財源といたしまして5,869万7,000円となっております。

続きまして家賃の件ですが、せんだって御質問いただきまして部長より答弁させていただいてますが、ようやく最終の計算ができて、地元の説明会等も今予定さしていただいております。ですから、周知期間も若干要ろうかと思っておりますので、部長が答弁さしていただきましたように9月もしくは10月をめどに実施したいと思っております。それと、一般向け住宅につきましても同様の作業を進めておりますから、それも同様に説明会等も開いて、9月、10月をめどに実施したいと考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 同和住宅の建設の問題なんですけど、さっき財源内訳を見ましたように、50%近くは起債と一般財源で行われるということで、同和行政がことしの3月末で期限切れになったんですけど、我が市においては引き続きこういう逆差別現象を起こす——家賃もそうなんですけど、極端に低いこういう事業が行われると。特に市営住宅の問題は、一般住宅は泉南市にはいまだにないと。この間一般質問であったんですけど、マスタープランそのものも氏の松などは今住んどる人たちと話し合いを進める、そういうことを前提なしに、一般住宅の建設も極めて難しいと、そういう中で引き続きこういう同和住宅の建設が行われると、こういうことについては、同和行政を終結する意味でも大変大きな問題を残してるんじゃない

かと私は思います。

特に家賃の是正の問題についてお伺いしたいんですけど、A棟、B棟、老人向け住宅なんですけど、これは一般向けも公募をするのか、どういうふうに住居入居者を募集するのか。公団みたいに一般公募して、そして抽せんするのか。これはそういう公平に一般公募するのか。その点はどうなんですか。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 今A棟、B棟の入居についての御質問でございますけれども、3月に住宅の家賃の改正の中で入居のそういう要綱的なものもお示しをさせていただきました。それに基づいて現在募集中でございます。入居の規定の中では、当然、地域改善事業ということでございますから、従来の前畑、宮本住宅のように、鳴滝地域ということで募集をさせていただいております。そして、きのうも御答弁させていただきましたように、現在16戸の募集をいたしておりますけれども、募集戸数よりも希望者が多い場合は、公開抽せんという形で決定したいというふうに考えております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） A棟、B棟については一般公募でやっていくということなんですけど、それから家賃の是正の問題なんですけどね、この問題についてはかねがね我が党が取り上げておるんですけど、一般公営住宅は大体4万から8万円と。私は8万円の住宅なんですけど、1,050円という、所得のあるなしについてこういう家賃がいまだに設定されておると。ということは3カ月間の間は何も是正されずそのままいくということやね。9月までは今の家賃でいくということやね。それで9月には必ず——必ずでっせ。社会的常識、通念、市民感情に合ったそういう家賃に是正されると。4,000円、5,000円と聞いとるけど、それはどうかと思う。9月には必ず是正されるということですね。

私は、値上げという意味じゃなくて、社会的通念、市民感情から見たら、私の家賃は8万円ですわ。だから今の同和住宅の80倍の家賃ですけどね。80分の1の家賃ですけど、80分の1の家賃で……（「小山広明君「8万円の中身を言え」と呼ぶ）静かに、黙っとれ。だからそういう点について9月に必ずその家賃の是正はされるんですかな。

〔真砂 満君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 真砂君。

12番（真砂 満君） ただいま成田議員さんの質疑中でございますけれども、私は今一括上程されております一般会計継続費繰越計算書及び第3号の議案と直接的な関係はないのではなかろうかというふうに思います。そして、ただいまの議論を聞いておりますと、一般質問及び通例の関係の中でも既に議論をされたことの繰り返しの議論を、あえてここに引っかけてやられてるように思われますので、議長の方でしかるべき注意をさせていただいて、本来の議案審議に戻していただきたい。

以上、お願いを申し上げます。

議長（林 治君） 成田君に申し上げます。今議運の副委員長の方からそういう発言がありました。その点も踏まえて質疑はしていただきたいと思っております。

〔成田政彦君「これで終わります」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） ただいま上程されております報告第3号、その提案趣旨に沿って私は質問をしてみたい。

先ほどの助役の御説明では、この農業費の関係ですね。地域ぐるみため池再編総合整備事業、イヤカサ池改修事業、いずれも府が繰り越したと、こういうことだけでしたけれども、もうちょっと突っ込んで、府がなぜ繰り越さざるを得なかったのか。これ、府の事業ですが、市民に重要なかわりのある事業でもあります。老朽ため池ですね。これから台風シーズン等を控えて、まだ梅雨も明けておりませんが、そういう災害に弱い老朽ため池、これは早急に改修していただかなければならないわけですが、その辺のこととあわせて、この繰越明許によっていつごろ完成をするのか。このめどについても明らかにしていただきたい。

といいますのは、平成8年というのは府が相当、財政難を理由に府の事業、特に市町村にかかわりある事業を絞り込んできた年ですね。当初、予算編成のときなんかは、もう前年度に比べて5割ぐらいの切り下げだと、こういうふうなことも言われて、原課は相当悩んでおられたですね。その絞り込みに絞り込んだその事業がさらに繰り越されていると。これは財政事情に起因するということであれば重大なことになってくると思いますの

で、その他に特別な理由が存するかどうか、その辺をお示しをいただきたい。

以上です。

議長（林 治君） 白地農林水産課長。

事業部農林水産課長（白地一夫君） 今御質問のありました繰り越しの理由でございますけれども、地域ぐるみため池再編総合整備事業につきましては、ウルグアイラウンド対策によりまして国の方から事業費の追加決定があったわけでございますけれども、この辺が少し遅かったというのが1つ主要な原因でございます。それから、イヤカサ池でございますけれども、これは地元との調整等、少し時間がかかったということでおくれたと聞いております。

それから、今後の予定でございますけれども、このため池再編総合整備事業につきましては、君ヶ池のことですけれども、君ヶ池につきましては平成9年度で一応完了の予定、イヤカサ池につきましても平成9年度で完了の予定と、一応以上のように聞いております。

以上です。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 余り9年度というふうな漠たるものではなくて、繰り越明許ですから、例えば土木費の地区計画区域内整備事業ですね。これは今鋭意やって、めどは大方ついているように思うんですが、この辺やはり市民生活に重要なかわりのある事業でもありますから、そういう点でめどをはっきり府の方に確かめて、極力その線で鋭意事業の完工をお願いすると、こういうことでやっていただきたいなというふうに思うんですよ。イヤカサの方は老朽ため池ですから、これは改修必至なんです。避けられないんです。そういう点では二次災害の防止等を勘案して、よく対応していただきたいというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（林 治君） 白地農林水産課長。

事業部農林水産課長（白地一夫君） 御指摘の完了時期の件でございますけれども、ため池につきましては、かんがい期については使用しておるため工事ができないということもございますので、工事期間がある程度限られております。このため普通大体4月から10月ごろまでは工事ができないというような状況でございますので、10月以降、君ヶ池につきましても

イヤカサ池につきましても9年度完成予定で工事をするというようになっております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（林 治君） ほかに。———小山君。

3番（小山広明君） 助役の説明の中に、この土木費の中で現場調整等によりという、等の中に恐らく入っとる説明だろうと思うんですが、もう少しおくれた事実を具体的にしていきたい。

たしかこれは3月に入って契約された物件が入っとると思うんですが、お金の執行が大変多いわけですけどね。6億6,700万に対して繰り越すのが1億8,000万円ですから、これだけ事業消化したのかなと思うんですが、その辺もう少し、どの事業がどのような状態で繰り越しされるのかということを御説明いただきたい。

それから、先ほど成田議員の発言の中に、国の施策の同和事業が終わっておるのに、まだ逆差別的なこういうことをするのかという発言があったんですが、まさしくそれは市の一般全体の住宅政策をしておらないことがむしろそういう状態にあるんであって、これが逆差別で、これをやめたら悪い方に平均化してなるということではないわけですから、議会の中で考え方はあるでしょうけども、何か同和事業をやめれば全く住宅政策のない泉南市が平等化するという、全くこの事業を理解しておらない——私にはそう思えるんですが、そういう発言について私は批判をしておきたいと思えますし、また同和地域の家賃と自分が入っとるところの家賃を、単に金額だけでいって、自分がどれだけの大きさのところに入っとるかを全然言わずに、単に何十倍だということを単純に言うというのは、ための議論ではないと思うんです。そういう議論を私は厳しく批判をしておきたいと思えます。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） ただいま小山議員から御意見がありました。これは、全く提案趣旨と関係のない意見をこの質問に関連をさしてお述べになっている。これは先ほど真砂議員からありまして、我が党の成田議員ももっともだということで、その場で質疑を打ち切りました。今成田議員の質疑中にもいろいろやじを飛ばしておられましたけれども、これはやっぱりある

べき審議の姿ですね、これに戻していただきたい。良識をもって質疑をしていただきたい、こういうふうに思います。

議長（林 治君） ただいま議事運営についての御発言がありました。できるだけ自由で闊達な御論議はいただいて結構だと思いますが、ひとつ議員諸君におかれましては節度ある態度で臨んでいただきたいと、こういうふうに思います。その点ひとつよろしく。

では、答弁の方、若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） それでは、継続費の繰り越しの金額が非常に大きいじゃないかという御指摘ですが、これは今議員御指摘のとおり契約のときに若干おくれました。この契約の金額の2割を前渡金として業者の方にお支払いさしていただくわけなんです、これは3月議会でしたので、いかんせんその部分もすべて9年度の方の支払いということで、継続費というのは御存じのとおり7、8、9年の継続費を組まさせていただきますので、7、8からも若干まだ持ち込みを持ってきてますので、こういう形になろうかと思えます。これ、また工事が完了するころにはその精算の補正もやらさしていただくようになろうかと思えますので、御理解賜るようお願いいたします。

議長（林 治君） 増田都市計画課参事。

事業部都市計画課参事（増田昌彦君） 私の方から、土木費の繰り越しの理由について御説明いたします。

現在施行しております駅前の交通広場計画地内にJR所有地が存在しておりますために、まずその境界の確定に関する協議と作業につきまして時間を要したものでございます。及びもう1点といたしまして、計画そのものについての協議なんです、JRと警察といった関係機関との協議及び地元との調整等に時間を費やしましたために年度内に工事が完了いたしませんで、これを繰り越しいたしましたものでございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 若野さん、もう少し詳しくしていただきたいと言ったんですがね。そしてもう1つは、理由の中にそういう入札契約議案が議会で否決をされておくれたという件があるんで、この辺は重要なことなので、本来であればこういう処置はしなくても、当初予定どおりやればいったんではないかなと思うんですが、そういう点で当然、その改善的な入札の

あり方は、その後も新聞に、私がこの本会議場でも何回も言っておりますようにくじ引きというふうなことは、談合をする余地がないわけですからいいんじゃないかと言ったら、そんなことは考えられないみたい返事があったんですが、各市町村では従来からやっているところもあるわけですね。だから完璧なことをやろうとして、むしろ全然やれないというよりも、限界がある中で一番最善の方法をとるというのは、私はくじ引きというのは1つのあり方だろうと思うんですね。

そういう点では、そういう点の改善は進んでおるのかどうか。この継続をした大きな理由が私はそれだと思うので、そういう入札のあり方、それから隣接市町村で談合問題が大変大きな問題になっとるわけですから、この辺は起こってからのいろいろ騒いでも仕方ないわけですから、やはりそういう談合が絶対起こらない方法は、私はくじ引きしかないと思うんですよ。今の状態の中ではね。しかし、より安い価格で競争さしていくという点では、建前的にはなかなかそれは難しいでしょう。しかしやっぱり最善の方法、今の建設業界の状況なんか眺めたときには、もう少し泉南市が絶対に談合ができない、話し合いの中で業者が調整できないことをする方法をやはり行政は考えないといけないと思うんで、そういう点の改善はどこまで進んでおるのか、ぜひ御答弁をいただきたい。

それから、若野さんの方ではもう少し個別にやってもらいたいと思うんですが、3つの契約議案がかなりおくれましたわね。それによってわずかこれぐらいの繰り越しになっておるのか。というのはちょっと、金額的に3年の継続になっとるけども、最終年度でしょう。もうこれ9年度から10年度にはいかないわけでしょう。そうなってくるとかなりの金額が継続になってるんじゃないかなと私は思うんですが、余りにも金額が少ないので、たくさん工事がしてないのに払ってしまったのかなという思いを持つんですが、その辺の金額をもう少し個別に工事ごとにきちっと御報告をいただきたいと思います。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 小山議員の方から契約の改善について検討状況をということでございますので、答弁させていただきます。

契約問題につきましては、前回の住宅問題のときも含めていろいろ御議論があったわけございまして、改めて契約の、入札の方法等も一部改善

を加えまして、最終御了解をいただいたという状況になっております。それで終わってしまっただけでは当然いけませんので、いろんな大阪府からの通知の内容の検討をしたり、あるいは他市でいろいろ取り組んでおられる事例、そういったものもいろいろ検討しながら、今後とも改善に努めていきたいというふうに考えております。

ただ、くじがいいのかどうかと、こういう点についてはやはり法律の建前というんですか、そういうものもございますので、法律に沿った中でどういう改善ができるのかということも今後検討をしていきたいと。

談合問題につきましては、従来から泉南の場合は談合マニュアルというものを持っておりまして……（小山広明君「談合のやり方、マニュアル」と呼ぶ）いえいえ、違います。談合のやり方ではなくて、談合を防止するマニュアルでございます。そういうものを持っておりまして、通報等がありましたらそれに従って処理をしておるということでございますが、昨今そういう問題も非常に新聞紙上をにぎわしておりますので、改めて現在の談合防止マニュアルを再点検いたしまして、それとあわせて公正入札検討委員会、最終的な名称はまだ決まっておりますが、そういった委員会を——これは従来指名委員会の中でやってきたわけですが、改めて別組織としてつくって、その中で談合防止マニュアルに基づくいろんな審査をやったり、あるいは契約等の改善をやっていくという委員会を設置するという方向で現在具体の詰めをしているところでございますので、それが設置されましたら、その中で談合の防止とあわせて、契約入札制度の改善につきまして引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 繰り越し分の内訳でございますが、まず住宅改修事業費といたしまして3億6,466万2,662円さしていただいております。工事請負費といたしましては、前畑5号棟で1億6,050万、それから宮本5号棟で1億6,450万、それと7、8、9として継続費ですから、逓次繰り越しさしていただいている部分が約2,700万ほどございます。それと、委託料といたしましても、これは前畑5号棟の工事管理委託料と、それから宮本5号棟の工事管理委託料、これでトータル1,000万、それとこれも7、8、9年度への繰り越しトータルとして265万円

程度でございます。その他職員手当等でも三十何万ということで、トータル3億6,000万何がしの金額を繰り越しております。

この金額は高いじゃないかということですが、これは御存じのように8年度の9月議会のときに年割額を補正さしていただいております。その後こういう形になってきておりますので、その辺を御理解のほどよろしくお願いいたします。同じく建設費にいたしましても、8年度の9月議会で年割額の変更をかけさせていただいておりますので、見た目は非常に大きく繰り越してきてるような様子があると思うんですが、その状況に応じて進めさせていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後にしときますけども、福田助役の答弁では、あ、これで絶対に談合というふうなことは泉南市では起こらないなという印象は持てません。やはり他市もいろいろあるんでしょうけども、特にうちの市長の場合にはそういう分野に詳しい方ですから、なぜ、どういうメカニズムで談合が起きとるのかという、そういうことも十分熟知しておると思うので、泉南市の方から泉南市方式を見習えというようなことをするぐらいに、やっぱりシステム、制度をきちっとしていただきたい。だからいろんな意見を言っとるわけですから、今後そういう事件があれば、どのような理由があっても行政がそれをしないようにしようと思えばできるわけですから、全面的に行政の責任であるというようなことは今からきちっと覚悟をして、やはり入札問題はしてもらいたいと。大きな社会問題になるところですからね。そういう点では強く要望しておきます。

議長（林 治君） ほかにございませんか。———北出君。

25番（北出寧啓君） 地域ぐるみため池再編構想で若干御質問いたします。

前回は質問させていただいた経緯がありますが、このため池構想を泉南市に持ってこられたという行政努力というのは評価させていただきまされども、これが景観とか生物多様性とか、そういうことも語られておりますけれども、現行では旧来の河川法のように治水と利水ということで、かなりそっちに集約されてしまっているのではないかと。その点について改めてちょっと基本的な理念を問いたいと思います。

そして、水際の問題については、生物多様性を確保するというふうな事

業部長の御発言もございましたけれども、なかなかそれがうまくいってるというふうにはちょっと思いがたいので。

そしてもう1つ、第3点目として、一方的な大阪府の工事になっているのか、市がみずからの理念に基づいて、どのような計画参加をされてるのか、その点についてちょっとお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 北出議員さんの質問でございますけれども、当然地域ぐるみため池再編整備事業という大阪府の構想に乗って市のため池を整備いたしておるわけでございますけれども、オアシス構想ということで、当然水に親しむという形の、最終形としてはそういう形での整備を我々考えております。

ただ、現段階行っておりますのは、まず池の堤体改修をやらないとその辺の利用関係にまで進めないということで、現段階では1期という方向で堤体改修なり池の堤の上面の改修等を行っているわけでございます。その後の構想につきましては、当然今後府の構想に基づいて行いますから、府とも調整をやらなきゃならないというふうに考えておりますけれども、現段階の中では1期工事ということで、堤体改修のみ行っております。

あと、君ヶ池につきましては、それにプラス堤防上の遊歩道的なもの、それと低木の植栽等はまずやるわけでございますけれども、池の中についての利用等についての考え方は2期的なもので我々としてはやっていきたいなというふうに考えております。

それと、堤体改修についての設計について、主体は大阪府でございますけれども、市としてもある程度、一定の協議には参画さしていただいておりますので、今後ともそういう設計の中での参画ということの中では、市としての考え方なりは当然言っていかなきゃならないというふうに考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（林 治君） ほかにございますか。———以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第9、報告第4号 平成8年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費繰越計算書について及び日程第10、報告第5号 平成8年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についての以

上 2 件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告 2 件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました報告第 4 号、平成 8 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費繰越計算書及び報告第 5 号、平成 8 年度大阪府泉南市下水道事業予算繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

議案書の 15 ページをお開き願います。まず最初に報告第 4 号、平成 8 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費繰越計算書について説明を申し上げます。

地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定によりまして、翌年度へ通次繰り越した継続費につきましては、繰越計算書を議会に報告するものでございます。

内容としましては、17 ページにお示ししておりますとおり、下水道事業の南海軌道横断（樽井 5 号踏切）管渠築造工事の平成 8 年度年割額 8 億 8,400 万円及び 7 年度よりの通次繰越額 1 億 4,797 万 3,138 円、合わせまして 10 億 3,197 万 3,138 円に対し、平成 8 年度支出額 6 億 8,153 万 1,816 円で、残額 3 億 5,044 万 1,322 円、及び南海軌道横断（39 キロ 655 メートル付近）管渠築造工事の平成 8 年度年割額 5 億 5,000 万円及び 7 年度よりの通次繰越額 9,850 万円、合わせて 6 億 4,850 万円に対しまして、平成 8 年度支出額 6 億 4,684 万円で、残額 1 億 66 万円、合わせまして 3 億 5,210 万 1,322 円を翌年度に通次繰り越しするものでございます。

繰り越しの理由といたしましては、関係機関及び地元の調整等で工事が遅延し、8 年度支出額において残額が発生いたしましたので、繰り越しをしたものでございます。

次に、報告第 5 号、平成 8 年度大阪府泉南市下水道事業予算繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

議案書の 19 ページをお開き願います。地方自治法施行令第 213 条の規定に基づきまして、平成 9 年度に繰り越しいたしました平成 8 年度下水道事業特別会計の繰越明許費について、同法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を議会に提出するものでございます。

繰り越し内容でございますが、翌年度繰越額といたしまして、公共下水道建設事業といたしまして管渠布設工事1件で6,622万8,000円、大阪府が施工する南大阪湾岸南部流域下水道建設事業といたしまして1,080万6,768円、合わせまして7,703万4,768円でございます。

繰り越し理由といたしましては、公共下水道建設事業、南大阪湾岸南部流域下水道建設事業とも、関係機関及び地元の調整等により工事が遅延したため、予算の適正な執行を図るべく繰り越したものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———上山君。

18番（上山 忠君） 下水道のところで、樽井軌道の5号踏切の工事ですけども、あのくらいの工事でなぜ3年間も期間が要るのか。

それと、金額的にもかなり高いものについたのは、これは入札の結果やむを得ないと思うんですけども、あそこの踏切の朝夕の状態を実際見たら、なるべく早く完工さしてやるのがやっぱり行政としての役目やと思うんですけども、かなり混雑してます。朝は小学校の生徒が樽井小学校に行くのに狭い道を通り、車をよけながら踏切を渡ってるという実情になってますので、この工事がいつまでに終わるのか、ちょっとお教え願います。

議長（林 治君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えいたします。

5号踏切の下水道の管渠築造工事でございますけども、あそこの工事については、7、8、9年度と継続費になっておりますので、9年度末ということで10年の3月31日で終わる予定でございます。わけでございます。

それと、おくれた理由につきましては、近くに住家がありますので、大変騒音とか、南海の軌道が上を走っておりますので、電車の走らないときに工事せないかんということでおくれたわけでございます。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） 要は来年の3月31日で終わるわけですけども、一遍部長もあそこのところに行って、実際自分の目で交通渋滞というのを確認した中で、これは契約は契約としてあると思うんですけども、市民の方

が不便をこうむっているよということについては、やはり前向きな考え方でもって対処してほしいと思いますので、要望しておきます。

議長（林 治君） ほかにございますか。———松原君。

2番（松原義樹君） 今上山議員さんからお話がありましたから、その分だけはちょっと外しますが、でも、あそこの近くを通る者として、私は朝晩必ずあそこは通ります。そういう状態の中で、狭くなってるんですね、あそこ。例えば、道路の幅が9メートルで来たとします。踏切で6メートルぐらいにきゅっと少なくなってます。その場所へ子供からそういうものの全部が集中していくことになります。

それと、工事をやってるからでしょうけど、あそこに変った信号が今できてます。例えば右折するとか左折するとかいう書き方の中ですね。そして、これはいい表現かどうかかわからんですけど、こちら側で警察官がおって、踏切のあちらから回ったやつを引っかけてるとかいうような感覚のとり方ができるような状態になってます。ですから、今来年中にできるとは言われましたけど、それについてはどのくらいで、もっと早くできる方法を考えてほしいということ。今と同じような意見になると思います。

2つ目、6月度の議会ではかなりの先生方が、大気とか水質とかそういうことについて、環境問題に対してお話をされました。そういう説明の中で、ある程度わかってはおるんですが、例えば藤の川と蟹田川というのがあります。それが合流して大里川の方へ水が流れてますけど、あの位置の男里の上の方からの工場ですね。あそこへ流れてくる工場排水が前回、4月の何日やったか聞かしてはいただいたんですが、いつ設計ができて、発注はもうしたのか。そしてまた、そのことによってその完成はいつか。

なぜこういうふうにならざるを得ないかは、その合流点近くの方々がかなり悪臭と、それから浮いてるといふか、浮遊有機物というんですかね、そのことで色ももう変わってます。特に蟹田川の方ですね。ですから、それはいつそちら側へ入れるか、いわゆる下水に入れられるか。いつ発注して、いつ完成か、ちょっとお知らせください。

以上です。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいま議員御指摘のありました藤の川、

蟹田川の流域の下水道整備につきまして御答弁申し上げます。

本流域につきましては、順次下流側から下水道整備を進めていくこととなっておりまして、おおむね平成11年度を目途に整備をし、御指摘のありました水質汚濁対策をとっていきたいというふうに考えております。つきましては下流側の工事が必要となりますので、これにつきましては間もなく発注予定でございまして、現在工事発注に先立ちます地下埋設物調査等を行っているところでございます。

それから、最初に御指摘のありました樽井5号踏切の件でございませうけれども、何分南海軌道下を通るということで慎重な工事を行っているところでありますので、しかも基本的に夜間の工事を前提にしておりますので、その辺御理解をよろしくお願いしたいと思います。

議長（林 治君） ほかにございせんか。——北出君。

25番（北出寧啓君） 今回の繰越明許に関して、特定財源の地方債に関連しまして質問させていただきたいと思っております。

湾岸地帯の防水対策、そういう形でかなりの予算が組まれ、湾岸は整備されてきたということは評価させていただきませうけれども、この地方債がこのまま続いていくと、平成15年、あと四、五年の段階で、返還に際してそのような予算枠組みが維持できるのか、その辺について少し説明していただきたいと思っております。もちろん内需振興ということで、補助金がたくさんつくという判断のもとで今一挙に下水道工事が進捗していると思っておりますけれども、その辺懸念いたしますので、地方債に関連してその辺の御意見を聞きたいと思っております。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいま北出議員の方から下水道事業の償還という問題につきまして御質問があったと思っております。確かに本市におきましても巨額の投資をして事業を行っているわけでございまして、御指摘のとおり今後とも起債償還額は増加の見込みでございませう。つきましては、本市で財政再建計画、また行革本部等も含めて議論をしているところでございませうので、そこらのトータルで判断してまいりたいと思っております。

なお、起債償還に係ります財源につきましては、その2分の1につきましては交付税の対象となっていることをつけ加えておきます。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） もう少し細かい数値を出してしかるべきだと思うんですけれども、特に財政危機をどう乗り越えていくかということで、公債費がふえておりますので、その辺慎重に数値を出していただいて、今後の工事計画を再編成していただくということ。今ということではもう恐らく一定の計算は出てると思うんですけれども、次の議会でも明確にそのような再編枠組みを提示していただきたいということでとめておきますので、よろしくをお願いします。

議長（林 治君） ほかにございませんか。——以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第11、報告第6号 平成8年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 報告第6号の平成8年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書につきまして、内容の説明を申し上げます。

議案書の23ページでございます。事業名としまして第7次拡張事業ということで、継続費の総額が21億4,400万円となっております。平成8年度の継続費の予算現額が4億4,492万8,513円となっております。支払い義務発生額は2億2,586万6,078円となっております。差し引き残額としまして2億4,234万2,435円となっております。これを次年度の方に繰り越しをするという内容でございます。

続きまして、下の方の欄の配水管改良整備事業でございます。これは石綿管の更新の事業という内容であります。継続費の総額が28億円です。平成8年度の継続費の予算現額が4億8,774万1,206円です。支払義務発生額が1億7,097万7,275円となっております。差引残額としまして3億1,676万3,931円となっております。これを次年度の方に通次繰り越しをするという内容でございます。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第12、議案第1号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 提案いたします前に、まことに申しわけございませんが、一部訂正がございますので、確認の意味でよろしくお願い申し上げます。

既に正誤表をお配りしておりますけれども、25ページの議案第1号の下段、提案理由の中の「藤田小夜子氏は、平成9年7月15日をもって任期満了となるが」となっておりますが、15日につきましては誤りでございまして、14日でございますので、御訂正方よろしくお願い申し上げたいと思います。

ただいま上程されました議案第1号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員藤田小夜子氏は、平成9年7月14日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書27ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の提案理由の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 本件に関し御意見等ありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 日本は人権的には余り進んだ国でないと一般的には言われておりまして、私たちの周りにも人権の問題が、人権侵害を受けた場合にきちっと抗議をするという、そういうことがなかなか社会的にもまだ

十分成熟してないと私は感じておるんですが、現在の泉南市の人権に関するいろいろな問題点の現状をひとつ御報告いただきたいと思います。

それから、藤田さんをここに推薦するに当たって、泉南市の場合には具体的にはどういう選び方をしてこられるのか、若干そういう選び方のシステムを御説明いただきたいと思います。

それから、現在人権擁護委員の方はどのような構成になっておるのかについても御説明いただきたいと思います。

以上です。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方からは、御質問のうち選び方といいますか、基準という部分について御答弁を申し上げます。

人権擁護委員につきましては、広く市民の中から、特に人権問題について今まで活動をされてこられた方、またその人権問題ということについて深い理解と知識があると思われる方を選びさせていただいております。

また、本市におきましては6名の人権擁護委員さんが法務局から任命されておりますけれども、男性ばかりではなく、女性の方も当然積極的にこういう問題についてお手伝いをいただくという意味も含めまして、男性と女性とある一定のバランスをとった中で考えさせていただいております。大枠としてはそういうことをもとに人選をさせていただいてるところでございます。

議長（林 治君） 飯田人権啓発課長。

人権推進部人権啓発課長（飯田 実君） 泉南市における人権侵害の内容なんですが、プライバシーの問題もありますので細かいところまでは述べられません。まず近隣とのトラブル問題ですね。騒音の問題とかそういった問題、また家族間での問題です。そこには離婚問題とか子供の問題とか、そういう問題もございます。

そして、現況の社会を反映しまして、泉南市にも外国人の方々がたくさん住むようになってきております。そういった方々の病院に対する悩みとか、そういったこともふえてきておりますし、そしてまた学校におけるいじめの問題等の相談もございます。そういった内容であります。

それから、人権擁護委員さんの構成につきましてお答えいたします。現在6名の方がいらっしゃいます。先ほど市長も述べられたように、男女比

等も配慮しておりますが、地域別にも配慮いたしまして……（小山広明君「男女の数だけでいいです」と呼ぶ）男子3名、女子3名です。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） もう1つ答弁に要領を得てないように思うんですが、いわゆる人権問題の状況ですね、こういう報告じゃさっぱりわからないんですよ。私が具体的に相談を受けた事例では、子供さんが何人かおって女性が離婚された。親元に帰ると、親元では大変お年をとって病気がちの両親の中におるんですが、女性がそうなってくると、まず収入の面で生活ができない状態なんですね。これも大きな人権問題なんですよ。男と女の給与格差というのは、厳然としてこの社会にあるわけですね。そういう状態ですから離婚したくても離婚できない、離婚しても食べていけないということで、自分の人権なり意識を抑えて、やっぱり我慢して生活をするというのが一般的にあると思うんですよ。

そういう点で、そういうものに一体どれだけ行政がコミットしていけるのか。そういうふうなことで就労とか働く場で十分生活が、子供さんも養っていけるようなことが社会的に整わないと、なかなか人権問題が十分語られ、またこういう擁護委員が活躍することの中では重要な意味があると思うんですよ。

そういう現在の状況を正しく——今私が1つ例を言いましたが、離婚した場合に女性がちゃんとした報酬が当たらない、給料が当たらない。市議員は男も女も全く給料は同じですね。しかし、社会的に決してそうじゃないんですよ。公務員はわりかたそういうことは平等に近いと思うんですけども、ここに並んでいらっしゃる皆さんは、職員の中でもたくさんの給料を取っておられると思うんですね、役職者ですから。ここに1人も女性はおらないでしょう。

だから、同じ1つの職域であれば同じかもわかりませんが、現実こういう組織の中で男性が給料をたくさんもらうという構造をやはり解消していかないと、女性がほんとに生き生きと生きていけないわけですから、今回そういう女性の人権擁護委員を市長が推薦してきたわけでありまして、こういう方がそういうことに十分具体的に働いていけるという見通し、市長もそういうことを願いとしてその方にかけていただくと。そして、今あるものを、行政は数字ですから、数字の上でこの2年間なり3年間でこう

いうように持っていきたいんだということのためには、現在がどういう状態であるのかということをもう少しわかるように我々に説明していただきたいと思うんですよ。

そういう形で、現在の例えば男女の問題がどういう状態にあるのかということ、今言ったような抽象的なことじゃなしに、もっと数字を上げてちゃんと説明ができればしてもらいたいし、恐らくこういう質問をしても、ああいう答弁ですからないと思いますので、具体的にやっぱり我々がそのことをよく把握して、行政努力の中でそのポイントを上げていくというようなことにしてもらいたいと思うんですね、議論の結果。そして、機会があればそういうふうなものを議会にも、また市民にも示していただきたいと思うんですけども、基本的に市長、そういう人権問題——私、そういうことは大きい問題があると思うんです、男女の問題でね。やはり具体的に数字を出して、それを少しでも向上さしていくと。他市との状況はどうかということも含めてしていく必要があると思うんですが、市長の基本なお考え方を聞いて終わっておきたいと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 人権問題というのは、憲法でも大きな柱になっておりますし、基本的な問題でございますから、やはり重要な問題だというふうにとらえております。人権擁護委員の皆様方には日夜大変な御苦労をいただいているわけございまして、多くの御相談なり、あるいはいろんな御要望もいただいているわけございまして。これらを御指摘いただきましたように十分分析する中で、これは我々地元行政でやれる部分と、また法務局にかかわる部分とありますけれども、我々の役目は役目として十分果たせるような体制づくりなり環境づくりをやっていきたい。

この7月にオープンいたします総合福祉センターでも、特に母子の方あるいは父子の方に対しても、そういう職業につくためのいろんなプロセスを踏めるような講座なり何なりも組んでいく予定もいたしておりますので、我々もできるだけそういう面に配慮しながら努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（林 治君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する意見を終結いたします。

次に、日程第13、議案第2号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令が平成9年4月1日に施行されたことに伴い、補償基礎額及び介護補償の額が引き上げられたこと、また国家公務員等共済組合法の名称変更により、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の31ページをお開き願います。改正の内容といたしましては、第5条第2項第2号中の消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者の補償基礎額の最高額「14,200円」を「14,300円」に、最低額「8,800円」を「8,900円」に、同条第4項中の特定期間にある扶養親族たる子がある場合の加算額「83円」を「100円」に改正するものでございます。

次に、第9条の2第2項第1号中の常時介護、他人介護補償額「105,080円」を「105,980円」に、同項第2号中、家族介護最低補償額「57,050円」を「57,550円」に、同項第3号中、随時介護、他人介護補償額「52,540円」を「52,990円」に、同項4号中、家族介護最低補償額「28,530円」を「28,780円」に引き上げ、改正するものでございます。

続きまして、附則第5条第2項中の表中、「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合法等」を「国家公務員共済組合法等」に改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成9年4月

1日以降の損害補償に適用となっております。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決して御異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案の
とおり可とすることに決しました。

次に、日程第14、議案第3号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償
金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた
します。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福
田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第3号、泉南市非常勤消
防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関す
る法律施行令の一部を改正する政令が平成9年4月1日に公布、施行され、
非常勤消防団員に対する退職報償金の支給額が改正されたことにより、泉
南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につ
いて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの
でございます。

議案書の35ページをお開き願います。改正の内容といたしましては別
表で示しておりますが、表の右上段、消防団長、消防副団長、30年以上
で1万円引き上げ、「890千円」を「900千円」に、「820千円」

を「830千円」に、その他につきましては一律5,000円引き上げるべく改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成9年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用するものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第15、議案第4号 産業廃棄物収去等請求事件に関する和解についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第4号、産業廃棄物収去等請求事件に関する和解についてを説明申し上げます。

提案理由でございますが、民事訴訟法第136条の規定に基づき、大阪地方裁判所岸和田支部において係争中の産業廃棄物収去請求事件に係る和解に際し、議会の承認を得る必要があるため提案するものでございます。

今回の首池不燃物仮置き場における紛争につきましては、本来双方の話し合いにより速やかに解決する問題でございましたが、お互いの思考が食い違い、民事事件や公害調停での係争という結果になりました。しかしながら、土壌汚染及び水質汚濁をめぐる長期にわたる裁判や調停での経過の中で、裁判所の方から和解案が出され、お互いが和解の方向で歩み寄るこ

とが最良と判断するに至りました。

内容といたしましては、まず当時十分に話し合いができておれば、原告の方で起こさなくて済んだ民事裁判や公害調停での原告が今までに支払った諸費用のうち実費相当分を補てんする意味で、和解金として1,894万円を支払うこととするほか、水路の整備、沈砂池の新設及び新たな不燃物の投棄を行わないなど、議案書記載のとおり和解を行おうとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——松本君。

6番（松本雪美君） 今説明をいただきましたが、この産業廃棄物収去等請求事件に関する和解についてということで公害調停が開かれたんですけれども、実際にはこの首池の不燃物の置き場として開設された時期とか、それからこの間、この不燃物置き場での不燃物の搬出をされた状態、それから当然、今も民事裁判に持ち込まれたと、こういうことで御説明ありましたけれども、裁判を起こした時期、公害調停が起こされたその日程ですね。そういうものについて、説明をもうちょっと詳しくしていただけますでしょうか。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松本議員の質問でございますが、不燃物の搬入時期につきましては、昭和49年の1月より搬入いたしております。それで、平成5年4月の2日、産業廃棄物収去等請求事件として大阪地方裁判所岸和田支部へ提訴されてございます。続きまして、平成7年11月の10日、公害紛争処理法に基づき大阪府公害審査会へ提訴されております。

今般和解について御審議いただいておりますが、この件につきましては、裁判の過程で平成9年1月16日、裁判所より和解の提案がございまして、本日に至っておる次第でございます。

不燃物の搬出の実績につきましては、計6回搬出いたしております。最近の搬出につきましては、すべて泉大津沖のいわゆるフェニックスの方に搬出いたしております。

以上でございます。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 計6回とおっしゃいましたから、ちょっと悪いですけども、年度、日にちを言っていただけますか。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松本議員の再度の質問でございますが、不燃焼物搬出の実績といたしましては、第1回目といたしまして昭和57年12月に搬出いたしております。第2回目が昭和63年2月より、第3回目が平成5年2月より、第4回目は平成6年3月より、第5回目が平成7年2月より、最後の6回目でございますが、平成7年11月より搬出を行っております。

以上でございます。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） ありがとうございます。こういう形で今までこの不燃物の投棄場所が、市民の皆さんの便利のためといいますか、そういうものに使われてきて、地域の岡中区の方でもこのことを承諾され、49年に開設されたわけですけど、この不燃物の置き場には、残土だとか砂、砂利、それから岩なんかを砕いたものとか、粘土やがら、コンクリートの破碎された分、それから壁土、かわらの破片、こういうものは投棄をしてもよいということで、あくまでも30センチ以下のものに破碎をして持ってくるべきだということで、決まりをつくられていたはずなんですけど、実際にはガラスだとかゴム、プラスチック、金属、それから木くず、繊維くず、アスファルトの破片、油のしみた工場でのいろんな廃棄物ですね、そういうものが捨てられていて、二次や三次の公害のおそれのあるようなものが平気で投棄されていたということですね。

一番怖かったのは、例えば医療廃棄物で注射の針とか、それから廃油、ヘドロ、廃液、ほんとにこんなん見るとすごく恐ろしいものが捨てられていたということで、17人ですか、その方たちが最初、おっしゃいましたように平成5年に提訴されたわけですね。このときまでの状況、平成5年までの状況には、当然こういうものが捨てられているから、だから私たちは農業を営むにつけてもその排水がどんどん農業用水路に流れてきて、農業にも大きな影響を及ぼして土壌悪化につながったと。農産物も質の低下をするとか、手足がかぶれたり目が痛いとか、もうどんどんとこういう苦

情が寄せられて、そして環境課の方に申し入れられて、何とかしてほしいということで、金熊寺川までの排水路をつくってほしいという要望を寄せられていたはずなんですよね。

当時私が聞かしてもらったら、こうした当事者の方が泉南市に排水路をつくってくれと言ったら、物すごい高くついて、距離的にも長いから大変やと。泉南市の財政にも負担が与えられて、3,000万もかかるような工事はでけへんわと、こういうような話やったというふうに聞きました。今回この調停和解案では、排水路の工事をするのに総額6,000万円もかかるんやと、こういうような中身が和解案の中にも出されてるようですけども、私はこの時期になぜ泉南市としてこういう住民の訴えを真剣に受けとめて、そして農業経営が十分にできるような配慮をされなかったのかと。このときにやっていれば、こういう問題は起こらなかった。これはもうはっきりしてますね。

その点について、先ほども民事裁判が起こされたと。起こされたけれども、こういう状況を早くとらえていれば、こういうものに持ち込まれることもなかったというような、今発言された助役の方からも少しあったように思うんですけども、反省の意味も込めてちょっとその辺、一言お答えしていただきたいと思うんですけど。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま松本議員の方から御指摘があったわけでございますが、確かに早期にお互いが歩み寄り、話し合いによって解決しておればもう少し早期に解決しておったという理解をしております。そういう意味で、今回和解の中で従前のかかった費用のうち実費を持たしていただくということになったわけでございますが、ただ、それは双方とも思考がずれておったということでございまして、当時原告の方々の御主張は、自分たちの田畑に影響が出た、よって損害賠償せよという、そういうお申し出でございまして、それについては一切ないということで現在まで訴訟をやってきたということでございます。ただし、我々としましてもこのまま膠着状態で現状を継続させるということは好ましくないという観点から、今回の和解に至ったという経過でございまして。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 訴状は損害賠償せよと、そういう中身になってるのは

私も当然存じております。しかし、こういう訴訟を起こされるまでは、当然泉南市に対して自分たちの農業経営に大変な影響を与えられている、影響が起こっているということを訴えて、そして新しい水路の——汚水の排水が流れる、こういうP C Bやとかいろいろ二次、三次公害につながるような汚水が流れてくる、そういう水をとにかく自分たちの農業用水路に入らないように処理してくれという、そういうお願いで水路の設置をお願いしてははずなんですよ。それを断って——断ってというよりか無視して、実際にはこういう損害賠償せえというような提訴をされたわけです。だから私は、その点について泉南市としては反省しておられるのかどうか、その点をきっちりと答えてほしいんですよ。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 我々としましては、当時お互いに歩み寄ることができず、お互いの理解が十分できないまま現在に至ったということについて反省をしておるということでございます。原告の当時おっしゃっております田畑への被害による損害を賠償するという趣旨ではございません。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 十分に住民の意見を真剣に受けとめて、その当時きちっとした姿勢で住民の訴えを処理されなかったことに、こうした原因が生まれた、こうした問題が大きくなったということははっきりしてるということで、そのことだけは一言私の意見としては言っときます。

そして、公害調停が開かれて、やっとうこういう和解案が成立したことに対しては、ほんとに私も胸をなでおろすような思いです。しかし、これは住民にとってはぎりぎりの線での合意であったと思うんですよ。だから、この和解案の中身に書かれていることをきっちりと守って、今後の行政できちっと反映をしていただきたい。そして、まだまだ鬼来の水路は不十分な水路になっています。農業用水路についてもまだまだ不十分なまま水漏れを起こしたりするようなどころもありますから、それについてはちゃんと点検をして、この裁判の和解案の中身にはありませんけれども、今後そういうところ辺の十分な対応をしていってあげてほしいと。

それから、この首池はこのまま再度の不燃物の投棄は認めないわけですから、ここは2,000坪の土地があるわけですね。この土地についても岡中地域の人たちが、もちろん泉南市民の人たちが十分に使えるようなもの

として整備をしていけるような方向へと行政を発展させていただきたいと。岡中区の地域の人たちは、青少年グラウンドなど子供たちが喜べるような施設をつくってほしいというような要望も持っておられます。そういうようなことをきちっと受けとめて十分に話し合いをして、市民に役立つようなそういう施設を設置していただけるように、強くここでお願いをしておきたいんです。その点についてお答えしていただけますでしょうか。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） この首池の用地につきましては開発協会所有の用地でございます。したがって、土地開発公社あるいは開発協会の用地の今後のあり方の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 時間の関係がございますので、質疑の途中ではございますが、1時15分まで休憩させていただきます。

午前 11時52分 休憩

午後 1時17分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号に対する質疑を続行いたします。質疑はありますか。——
——小山君。

3番（小山広明君） 先ほど松本議員の質疑でもいろいろありまして、それを受けて私も、だぶらないように質問してまいりたいと思っております。

これが住民との和解ということで議会に出てきておりまして、1,800万円の和解金を支払うということで、後については十分——後の検査とか調査をして被害が出ないようにしていくということ。それと、住民の方が要望しておりました金熊寺川までの改修工事をやるということですが、この裁判に泉南市が要してきた費用ですね。当然泉南市も弁護士に対してお金を払って、この裁判を続け、和解に至ったと思うんですが、今までどれぐらいのお金がここに費やされたのかということですね。

それと、この和解ということは、結局私はこの内容を見ると泉南市が訴えた側の言い分を認めたと、基本的にはですね。ただ、農地への被害は否定されたといえますか、なかったというように先ほどは福田助役が言われたんですけども、その辺一方的な市の説明なんで、住民の方は農地に被害があったということでやられたと思うんですが、この方たちは訴えに対してどのような主張をされてきたのかということも少し、そして和解の中身

についてももう少しわかる説明をいただきたいと思います。

それと、明らかなのはやはりこの捨て場に約束どおりのものが捨てられておらなかったということは、これは行政としてはきちっと認めたのかどうかですね。

それと岡中区と話をして、こういう捨て場、いわゆる土とか砂のものを捨ててきたと思うんですが、岡中区との今までそれを捨てるに当たっての具体的な交渉というか条件、協定なんかの中身もお示しをしていただきたい。

今後この跡地についてはどうするかというのは明確にまだ報告されておらないんですが、跡地については具体的にどうしていくのか。捨てた土砂を全部取って、そしてあの土地をどのように利用していくのか、そういうことについても説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

まず1点目といたしまして、今回の裁判につきまして、行政側の諸費用についてお尋ねだと思いますが、私どもの今まで要りました費用につきましては、田畑、沈砂池、土壌等の土壌検査に56万7,480円、次に弁護士報酬額といたしまして81万7,000円、それと公害調停に係る職員の出張旅費でございますが、7万2,980円、合計といたしまして145万7,460円でございます。

次に、不燃焼物の捨て場の中に、規制以外の物質の搬入は市として認めたのかというお尋ねだったと思いますが、先ほどの松本議員の質問でもありましたように、私どもでは埋め立て可能なものとしまして残土、いわゆる土砂でございます。2点目としてがら、そのように規制をしておったわけでございますが、一部につきましてはこれ以外のものも搬入された事例があったと、そのように考えてございます。

次に、原告側から、和解に至るまでの当初の要求等はどうかというお尋ねであったと思いますが、当初の原告側の主張といたしまして、1人当たり最低一律金200万円、合計で3,400万円を支払えという提訴をされてございます。

残りにつきましては環境整備課長より答弁申し上げます。以上でございます。

ます。

議長（林 治君） 木岡環境整備課長。

市民生活部環境整備課長（木岡敏雄君） 当初の協定はどのようなことであつたかという御質問の内容だったと思うんですけども、当初におきまして、昭和49年6月10日に泉南市と岡中区長との間に契約書の締結をしております。

その中身につきましては、第1条といたしまして排水溝の整備という形で、旧府道布施屋貝塚線より国鉄阪和線までのうち約58メートルについては暗渠とし、軽四輪車程度の車両が進入できるように処置し、残り約54メートルについては当分の応急処置として溝の素掘りをし、排水が円滑に支障なくでき得るようになし、埋め立ての進行に伴い支障を来す問題点ができた場合は、甲乙双方協議の上対処していくこと。なお、洪水等に備えて国鉄阪和線に沿った用排水路の整備をなし、金熊寺川へ流入でき得るよう国鉄当局とも早急に協議をなし、早期実現を期すべく努力すると。

第2条につきましては、廃棄物搬入路関係でありまして、新布施屋貝塚線を通り、朝日山住宅南側の国鉄阪和線の踏切を横断し、旧布施屋貝塚線を通り首池に達する。

あと、3条につきましては、搬入口のところにテトラポッドを置いて閉鎖、開閉するという内容でございます。

それと、第4条につきましては、投棄前の池水については、投棄のための車両の進入口の南側に——ちょっとかすれてるんで、字が読みにくいんですけども——排水管を埋設し、旧布施屋貝塚線の側溝に流入させ、第1条にて整備する水路に流入させるものとし、埋め立て開始後自然にたまる池水の排水も同一箇所より排水し、投棄物の汚泥化の防止に万全を期する。

第5条につきましては、投棄物、二次公害の生じるもの以外で埋め立て可能な一般廃棄物及び産業廃棄物。

第6条につきましては、監視人ということで、投棄場所には監視人を置き、投入口の開放時間内には監視並びに投棄物の指示をなすと。

第7条につきましては、投棄場所の開閉時間、午前9時より午後6時30分までとする。こういう内容になっております。

以上であります。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） まことに申しわけございません。1点答弁漏れがありましたので、お答え申し上げます。

不燃物仮置き場跡地の利用について、先ほど松本議員の御質問のときに助役がお答えいたしました。が、何分この物件につきましては開発公社の所有地でございます。当然今後の利用につきましては岡中地区とも相談しつつ、また現在市内で保有土地検討委員会がございますので、その方で検討していただき、今後の方針を決めてまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 一応の御答弁をいただいたんですが、泉南市がこの和解に至るまでの費用としては弁護士費用81万ということで、今回和解金として払うのは主に弁護士費用と、あと原告である市民の方の実費弁償と、実際に要った費用として1,800万円という、こういう理解をしておきたいと思うんですが、今ちょっとわかりにくい説明で、当初の岡中との協定をお読みになったと思うんですが、泉南市がきちっと管理をしておればこういう訴えは起こされずに済んだということは言えるんじゃないかと思うんです。

市民は、自分のお金を使って弁護士を雇って、行政相手にこういう訴訟を起こしていくわけですから、圧倒的に有利なのは行政なんですね。訴えられれば勝っても負けても、勝てば弁護士費用を請求できるのかわかりませんが、実際要った分が請求できるわけじゃないんですね、これは。そうやってまいりますと行政は圧倒的に優位な立場にあるわけです、裁判に入っても。皆さんの公金で裁判を維持できるわけですから。

そういう点では、こういう訴えが起こらないような状況をきちっとするためには、きちっとした岡中との協定を守って、そういう迷惑施設でありますから、ちゃんとそれをやらしてもらわないとこういうことになって、結果的には1,800万円、払わなくてもいいお金を泉南市は税金から払うことになったわけでしょう。もらう方は実際要った分をもらうだけですから、計算できないようないろんな負担があって、市民も大きな負担をしたと。そういうことが起こったのは、やっぱり泉南市の行政の責任に帰すると私は思うんですが、そういう点でこういうものを和解という形で議会に示し

たことで、一体行政の責任というのはどのように感じていらっしゃるのか。当然行政はここに責任があり、担当があって、責任範囲が明確に区分されてると思うんですが、こういう岡中との協定に基づいてきちっとした行政管理をしてこなかった、行政としての個々の責任と、責任者の責任というのは一体どうなるのか。お金を出すわけですから。

それから、和解案の中にありますけども、かなり年月をかけて整備をするということになってますね。じゃこの間に、もう既にそういう入れてはならないものが埋められとるわけですから、どんどん自然現象の中ではしみ出てくるわけですから、それが被害が起これば、この17人ですか、外16人ですから全部で17人ですね。この方はこれで訴えませんよと言っておりますけども、ほかに被害が出てくれば当然それは訴える権利が出てくるわけですからね。そういう点では、こういう措置はこんな長い期間をかけてやるというふうなことはまずいんじゃないかと私は思うんですが、なぜこれだけの……。有害な物質が流れるということで金熊寺川まで特別な排水路をつくるということになっとるんですが、そういうことでいいのかどうか。行政の責任としてですよ。

もう1つ言えるのは、金熊寺川まで流せばいいのかという問題があるでしょう。もともとはやはりその不燃物置き場から出るときに、絶対にそういう有害なものは出さないという処置をしないと、そらその田んぼはよろしいけど、金熊寺川へ流れてくれば大阪湾へ流れていくわけですから、そういう点での行政としての責任をきちっとやらしてもらわないといけないと思うんです。そういう点でどのように考えていらっしゃるのかを御説明をいただきたい。

以上でございます。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま小山議員の方から御質問のございました、3点あったと思いますので、御答弁をさせていただきます。

まず、こういう最終和解という結末に至ったことについての行政の責任という問題でございますが、先ほどもお答えしましたように、やはり我々としては当初もう少しお互いによく意思疎通を図って、早期にこの問題を解決すべきであったという点については、市としての一定の責任があるというふうに考えております。その意味で、今回の和解におきましても実費

相当額について御負担をさしていただくという形で、その責任を全うしたいということでございます。

それから、長期間かかるわけですが、この間どうするのかということでございますが、確かに水路の整備は一定期間を要するというので、一定年限をいただいております。しかし、この間、別の項目にございますように水質管理に万全を期するというので、各種の項目について定期的な検査を行い、万が一何か異常なデータがございましたらその都度責任を持って双方話し合い、一定の措置をするという和解の内容になっております。

それから、出ていく側の金熊寺川の問題でございますけども、これも金熊寺川、当然その水路から出る際の分はチェックをしておるわけですから、本来そこで問題なければ何も問題はございませんけれども、その他のいろんな流れもございますので、最終金熊寺川におきましてもそこで水質の検査をするということ、それも和解の条項に入れさせていただいてるところでございます。そういう中で問題が生じましたら、直ちに一定の対応をさしていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 福田助役と私の聞いとることとはちょっと違うんですよ。もう少し訴えがあったときにちゃんと処置をしとけばよかったと、十分話し合っただけということを私聞いとるんじゃないですよ。岡中地域との協定の中で、いわゆる有害なものは捨てないということをやったわけでしょう。それが、そうでないものが入っておって、ここに書いてあるような、字を読むだけでも危険なカドミウムとか全シアンとか、いろんなものが書いてあるんですよ。六価クロムとか、そういうほんとに恐ろしいようなものが入るとるんかなと。これ、和解書の中に入るとるわけやからね。そういうものが出るおそれがあるということをおなた方は認めて和解しとるわけですから、そうするとそういう中でやっぱり捨ててきた、要するに管理をきちっとしてないから入ったわけでしょう。あなた方が常に管理をして入れとったわけですから。そういうものがちゃんとされておればこういう訴えも起こらなかつただろうし、訴えが起こる前提を言うともんですよ。

だから、当然あなた方は役所の事務分担の中で責任を明確にしてやとるわけでしょう、行政というのは。そしたらそういう個々の責任は、だれにそれがあったのかと。そして、長である市長の責任はどうかと。当然向

井市長が、今の時代にやったわけじゃないと思うんですよ。そういうものも含めてちゃんとした調査をして、1,800万円でお金を払ってもらいますと言ったって、あなたが払うわけじゃないでしょう。市民の皆さんが払うわけじゃないですか。市民の皆さんが税金を払って、あなた方に任したわけでしょう、プロに。それがあなた方が、管理もちゃんとせんと訴えられて、訴えたときに話をしておけばいいという話を私言っとるんじゃないですよ。それ以前に、入れてはならないものが入ってしまったのはあなた方のミスでしょう。

そしてこれ、15年までこの問題も解決がかかるし、沈砂池にするまでも11年までかかるわけでしょう。沈砂池なんていうのは毎日毎日、雨が降ればそこに入れてあるものがしみ出るじゃないですか、常識的に。そういうことを認めて、あなた方は年2回とか、いろんな形で調査を約束して和解しとるわけですから、今後のことはいいんですよ。今まであなた方がそういうことをきちっと管理してこなかった、責任の所在に基づいた問題をちゃんと議会にも示してもらわないといけないし、市民にも示してもらわなければ、あなたが和解してこれでいいんだと言ったって、お金払うのは市民の税金から払うわけですから、払うに納得するようなちゃんとした説明をする必要があるんじゃないですか。

恐らくこれだけ議論してもあなた方は示してないわけですから、ちゃんとそういうものも精査して、ここに出すべきだと思うんですよ。これは議会の議決がなければ、和解をしたといったってこのお金を払うことはできないわけですからね。これから議会がどういう判断をするかわかりませんが、少なくともそこまでのことをきちっと示した上で、この和解議案というのは私は議会が初めて審議できると思うんですよ。そういうことを申し上げておきますから、ないと思いますわ、それは。ありますか。なかったら答えんでいいと思いますけども、私はそういうものがない限り議会で審議はできない、このように思います。あったら言うてください。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） やはり議会審議をしていただくのに誤解があったらいいけませんので、正確な部分を申し上げたいというふうに思います。

まず、小山議員おっしゃったように検査する項目、こういうものが入っているとということではございません。こういうものが入っていたら大変でござ

ございますので、これはあくまでも水質汚濁に係る環境基準に明記されておる検査項目でございます。逆にこういうものが一定基準以上出れば、その和解条項の中にありますように直ちに何らかの手を打たなければならないということでございます。最近の検査におきましてもそういうことはございませんけれども、しかし、やはり念のためにこういったものを市の責任において実施していくということで和解条項に入っておるということでございます。

それからもう1点、沈砂池すらまだないじゃないかという御指摘でございます。沈砂池は既にごございます。ただ、原告からの御要望に基づきまして、念のためもう1つ、濾過といいますか、もう1つあることによってより効果が出るであろうという御要望でございましたので、新たに設置する沈砂池につきましてはその年限までかかると、こういうことでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） こういう答弁だったら、答弁に立ってもらわなくてもよかったと私は思うんですが、もちろんそらそうですよ、そういう検査項目は。だけど初めに言ったように一部、あなた方の表現では一部入れてはならないものを入れておったということは認めとるわけですから、それがどういうものを入れてあったかということは、入れてはダメなものを入れてあったわけですから、そういうものからそういう有害なものが流れるということで、あなた方はこういう検査項目を飲んだるわけですからね。本当に入っていないということを言い切ったら、こんな検査をする必要はないわけですし、沈砂池もそら、今あるものに加えてもう1つつくるのが11年までかかるじゃないですかということは言っとるんですから、そのことは何もあなたと矛盾してない、あなたのとり方が間違っただけで。

それからもう1つは、肝心なのをあなたは答弁してないけども、入れてはならないという協定をしてあるにもかかわらず、入れたということはあなた方のミスでしょう。行政のミスでしょう。それはミスで済まないですよ。それはだれがどういう責任があるのかということ、あなた方は事務の中でちゃんと部長、課長の中で責任が明確になっとるわけですから、だれの責任で入れてはならないものを入れてしまったのかということがちゃんと説明されないと審議する前提は成り立ちませんよということを私言っ

とるんですから、それはあなた今答えてないですからね、その問題については。

少なくとも1,800万円のお金を払い、これからも水路改修で6,000万とも言われてるお金を投入するわけですよ、税金で。そのためには、なぜそういうような不祥事、いわゆる入れてはならないものを入れてしまったのかと、そういうことの責任をきちっと明確にしないと、とてもここで、そうですか、そのお金を払ってもいいですね、今後水路の6,000万以上かかる金もいいですねとは言えませんよということを私質問しとるわけですから、そういうことはやはり議会審議の前にちゃんと示していただきたいと思うんですね。当然、裁判の場でもそういうことは十分議論もされたと思います、だれの責任かと。そうでしょう。そういうことを私は申し上げとるわけですから、私の意見とそのことを踏まえて、私は審議の採決に自分の意思をあらわしていきたい、そのように思います。

議長（林 治君） よろしいですか。ほかに。———島原君。

17番（島原正嗣君） 簡単に二、三お尋ねをしたいと思いますが、今和解ということで説明がございましたけれども、実質的には泉南市の方が敗訴というふうな感じではないかなというふうに思うわけですね。これは大阪地方裁判所岸和田支部のように明記しておるんですが、こちらの方の弁護士はどなたが入ったのかですね。もちろん市の顧問弁護士だと思んですが、そういう理解でいいのかどうか、これが1点です。

それと、和解金の積算の基準ですけれども、先ほどの小山さんに対する答弁を聞きますと、1人当たり200万云々ということも出たようですねけれども、16名掛ける200万になりますと、ちょっとお金が合わないということもありますし、もっと和解金の具体的な積算の基礎、基準というものをあらわしていただきたい。

それから、一種の犯罪というんですか、まあ被告になっているわけですから、被告側のこの問題の本件に対する構成要件ですね。構成要件の内容というのは、今議論がありますように産業廃棄物とか、あるいは不燃焼物を入れることによって発生し得る公害に対する補償だと、こういうような言い回し方ですけれども、そうするならば今後その岡中の首池のそこが、そういう捨て場を全部廃止していくということなら、将来的に本市の場合はそれにかわり得るそういうものの処理をどう考えておるのか、まずそこ

ら辺から御答弁をいただきたい。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず1点目の実質上、市の方の敗訴に近い形の和解ではなかろうかという御質問であったと思いますが、あくまで被告と原告双方が合意に至ったというところで、私ども敗訴とは考えておらないところでございます。

それと次に、和解金の1,894万円の内訳でございますが、訴訟費用及び弁護士費用といたしまして874万円、次に各種調査費用、これにつきましては、水質、土壌、農作物等の分析費用でございます。495万円。それと、原告の方たちのいわゆる費用弁償と申しましょうか、裁判所並びに公害審査会に出席したときの費用といたしまして525万円でございます。

3点目の弁護士の件でございますが、私どもとしましては市の顧問弁護士でございます。

4点目、今後の対応につきましては、不燃物仮置き場につきましては、もう既に平成7年度より実際の搬入はストップしておる状態でございます。ストップした当時は市民の方々から、このようなものの問い合わせにつきたくさん電話等あったわけでございますが、そのときには市内の一般廃棄物処理業者や産業廃棄物等の業者のあっせんを行ってきた事例がございます。その結果、現在では既に市の不燃物仮置き場は廃止状態であると、市民の方々にはもう既に認識していただいております。ですから、今回和解成立いたしますと完全閉鎖を行ってまいりたいと。また、新たなこのような搬入場所の件でございますが、現時点では考えていないような次第でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 敗訴でないという立証できる法律上の根拠は何ですか。今御答弁なされた弁護士費用が870万、それから水質調査等で要った費用が495万、そのほか525万と、こういうような積算をしてるんですけども、例えば弁護士費用というのは、原告側に対する弁護士費用の補償をこちらがするわけでしょう。そうと違いませんか。

もう1つは調査の関係で、例えば水質をしたと、化学分析なんかを薬品

分析等もしたと、それにかかる費用だと。そういう費用を被告が払うと、こういうことでしょう。そのほか、525万というのはある意味で、これも同じような形で補償をしていくと。ですから、事件の発生要因に対するある意味の、この今御答弁なされた金額が実際に要った費用の100%なのか、あるいは50%なのか、そこらあたりはどないなってるんですか、もう一度答えてください。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 再度の質問でございますが、お答え申し上げます。

この1,894万円の件でございますが、これにつきましては原告側が要した費用すべてでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） どういうことで敗訴でないかという、私はもう1点聞きたいんですけども、むしろ被告に過失責任が法的にあったと、そういうことで、今言われた弁護士費用だって払ってくれと。訴訟して裁判で勝つ方が相手の弁護士費用を……、今の日本の法治国家の中ではそんな法律論争をして、これは民事上の問題ですけれども、一方的に被告の方で相手の弁護士費用を払うというのは、これは勝った、負けたという言い方はどうかと思いますけれども、結果としてそういうものを補償しなきゃいかんというのは、基本的には被告の方が違法性を持っているという視点からそういうふうなものを補償してくれと、そういう和解になったのと違いますか。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 島原議員の方からお尋ねの、経費をほとんど持つてるから実質敗訴じゃないかということなんですが、和解でございますので、勝訴か敗訴かの断定というのは非常に難しいというふうに思いますが、確かに経費につきましては、先ほどすべてと申し上げましたけど、それはいわゆる実費の分につきましては補てんをさしていただくということでございまして、和解でございますから、原告の方のお申し出につきましては、もともともう少し大きい額でお申し出がございまして、最終的に我々としては実費という中身につきましては、この額でお互い歩み寄ったと、こうい

うことでございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 問題は、私の申し上げてるのは、実費であろうと何であろうと、弁護士の費用までこちらが持たなきゃいかんという責任、義務を負うと。こういうことになれば、これは明らかに市の方にミスがあったんだというふうな解釈にしかありませんよ。方法論としてはそういう方法をとったかもわからないけども、地裁の岸和田支部から和解をしなさいということで双方がそういうことにしたにしても、結果として我々泉南市の側として、このことに対する過失責任ですね。それはお金であり、今議論がありましたような金熊寺川に放流するという諸経費等を入れますと、これは全くもって泉南市の方が、一定というよりもむしろすべての責任を負わなきゃならんという、そういう結果に終わってるのではないかと、こういうことを言ってるんですね。

しかも、今小山議員も御指摘したように、これだけの問題をそのままそしたら金熊寺に流すということになりますと、またその地域の人たちが問題山積で、いろんな事柄が起きてくるのではないか。もちろん不燃焼物はそこにほかさないにしても、ここの中の、2,000坪の中の今まで放出していた、放流していた、あるいは放置していた場所のきちっとした精査をしておかないと、これまたそこから金熊寺川に流すと、大量の雨が降ってきてそこにまた流れ出るという問題も発生しかねないでしょう。

そういう点からして私は本件については、この裁判については、もうそら100あるんやったら80%泉南市が悪うございますよという言い方になってるのではないかなと思うんです。この認識が、私は敗訴でないという言い方はいかなものだろうか。表現はそらいろいろ個々の認識の問題ですから、法律上そういう義務を負わなきゃならんということは、ほとんど泉南市の方に責任を負わされてると、そのように私は理解をしてるんです。

それと、このお金はあれですか。こういうことになりましたということは、一応岡中区の方にも、区長さんの方にも御連絡をして、従来からの関係からして、行政が議会に諮って議論して、議決をしておけばいいという問題だけでは私は済まんと思う。今後の問題も含めて岡中区ときちっとした話し合いをして、今後こうした公害問題とか民事訴訟にならないように

市の方としてもという、そういう話し合いはしてるわけですか。したがって、この解決金にしてもやっぱり岡中区の方にもきちっとした説明をしておく必要があると思うんですが、いかがなものですか。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の再度の御質問でございますが、お答え申し上げます。

まず、最初の御意見で、このような物質を金熊寺川から下流へ放流するのかというような御質問もあったと思いますが、現時点では一切環境基準にオーバーしておる物質は出ておりません。ですから、私ども金熊寺川へ至る水路につきましては、悪質な物質が流出するとは一切思っておらないわけでございますが、和解の中で慎重の上にも慎重を期してこのような物質の検査をやっていくということで、双方合意に至ったところでございます。

また2点目の、岡中区長へのこのような報告につきましては、実は本日御議決いただきました後、7月4日に正式な地裁での和解がございます。それまでに岡中地区の区長にも私の方から一報を入れたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） この和解の最終的な合意は双方の弁護士だけで、もちろんその間、それぞれ原告、被告の間の調整があると思うんですけども、これはどういう形でなされたのか。最終的な合意ですね。これが1点です。

それと、和解書の中にある、先ほど御指摘を申し上げました5点目の、被告は平成11年3月末までに本件不燃物仮置き場に対して云々とあるわけですが、これはその場だけで恐らくお茶を濁したものと違うと思うんですけども、これにかかる費用ですが、先ほど若干御答弁あったようですけども、これをどのような形で最終的に処理をしていくのか。これも議会にきちっと説明をしておく必要がありますわな。

ですから、今部長がおっしゃったように、化学的に毒物とか薬物とかいうものは全然ないと、こういう御指摘があったんですけども、そこまで果たして本市の場合はどんな化学者を入れて、どんな化学分析をいつしたんやということまでちゃんとしてください、それならそれで。証明できるも

のをきちっと、いつそういうことがないという証明をだれがしたんやと。一個人の判断ではなしに、これはやっぱりきちっと報告する義務があるんじゃないですか。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

まず、この水質検査また土壌検査につきまして、だれがどのような形で行ったのかという質問でございますが、これにつきましては、当然専門の業者、数社より見積もりを取りまして、最安価の専門業者に依頼しておりますところでございます。

それと、和解につきましては、弁護士同士の話し合いで決まったのかという問いもあったと思いますが、和解につきましては、裁判官、原告代表、被告、またそれぞれの双方の弁護士で和解について話し合いを行ってきたところでございます。

以上でございます。

〔島原正嗣君「答弁漏れがあるんと違うんか」と呼ぶ〕

市民生活部長（白谷 弘君） （続）申しわけございません。答弁漏れがございましたので、お答え申し上げます。

それぞれの項目の履行についてどのような格好でやっていくのかという質問であったと思いますが、まず1点目につきましては、和解項目にありますとおり、今年7月25日に限り支払うということになってございます。（島原正嗣君「全部要らんわ。5項目のところだけ」と呼ぶ）では、第4項目の不燃物仮置き場排水路より金熊寺川に至る水路を平成15年の3月末日までに完成させるということでございますが、これにつきましては、環境整備課の方で予算計上いたしまして、私どもでは土木技術者がおらないような関係上、専門の下水道部局に工事の依頼をしていきたいと考えておる次第でございます。ですから、トータル6,000万円でございますが、約5年で均等ぐらいに割り、計上していきたいと、このように考えておるところでございます。

5点目の沈砂池につきましては、11年3月末日までとなっておりますので、これにつきましては約550万程度の工事でございますので、できましたら単年度で施工できるのではなかろうかと、かように考えている次第でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 後の議案の関係もありますから簡単に終わりたいと思いますが、いずれにしてもこの和解にしろ裁判にしろ、泉南市が被告ということについては変わらないですよ。被告はと書かれてるわけですから、そこらあたりきちっと整理しておかないとぐあいが悪い。

問題は、もう一度お尋ねしますけども、この調書の中にある4、5の問題ですが、特に4の問題は何で平成15年3月末までかかるのかどうかです。今の御答弁を聞きますと、6,000万ぐらいな費用なんでしょう。それが平成15年まで何である意味では費やさないかんのか。これが300億とか3,000億とか膨大な経費がかかるなら、そらこれから10年かかろうと20年かかろうと理解もできますけども、たかがと言ったら失礼ですけども、6,000万円ぐらいなものを財政的な理由でというわけにはいかんでしょう。人の命にかかわるとか、それぞれの生活にかかわる問題で訴えられて、被告はこうせえというふうになってるものを、何でこれだけの時間と日程を延ばさなきゃできないんですか。その理由をもう少し明確にしてください。

それで、あなたは先ほど化学的な解明をして、そこには不燃物に対する悪い影響は一切ございませんというふうにもおっしゃったんですが、今の御答弁では何か専門家に依頼をしてると、そういうふうなことも言ってるんですか、どっちがほんとなのか、明確にしていきたい。

それと、泉南市の将来にとって、この前も岐阜県の御嵩町というところが住民投票をして、ああいうふうな結果になって、うちに限らずどこでも産業廃棄物とか不燃焼物とか、これからどこの市町村とも重要な課題や問題だと思うんですけれども、問題は今までそういうふうな場所をセットしてあげて、例えば前々から問題がありました繊維産業をやっている方なんかでも、繊維産業で残る綿とかごみとかいうものを廃棄するところがないじゃないかというふうな御意見もありましたわね。今まで一定の捨て場を設けて、ここに置きなさいという指導をしていって、裁判になって泉南市の方がちょっとそういうことは不可能だということになって、これから将来一切そういうふうなものはつくっていかないと、考えていかないとことでは、私は行政としての責任を転嫁してるとは思わないかと思うんです。

どういう形であれ、事態に合ったような処理のできるような、公害を発生しないようなところにそうした施設を、不燃焼物の処理するところをどうするんかということも含めて、ただ市民の認識ではなしに、行政としてきちっとそういうことも考えることが必要じゃないですか、これからの時代に。お答えください。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） まず、1点目の検査の件でございますけども、先ほど部長から専門家の方に依頼と申し上げましたのは、何度か検査をしておりますのは、市が検査をしておるわけですけれども、それをそういう専門業者を選定して、それで実施をしていると、こういう趣旨でございます。

それから、期間が非常に長くかかるということで、我々としてもできるだけ早く進めたいと、これはあくまで期限でございますので、必ずそこまでかけてやるという意味ではございません。ただ、昨今の財政状況の中で、かつ水路の場合は一定設計等を事前にやりながらやっていかないかというところもございますので、原告の方と話し合いの中で一定そこまで期限としての猶予をいただいたということでございますが、できる限り早期に実施をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、産業廃棄物の処理の置き場ということでございますが、これは、こういうものを設けた当時の状況からは、最近いろいろ状況も変わってきております。基本的には産業廃棄物、これは市の処理の責任対象ではないわけでございますけれども、当時そういう場所もないという中で、こういう場所を設定したわけでございますが、その後7、3区等いろいろな場所も出てまいりまして、各それぞれの処理業者において処理ができる体制もだんだん整いつつあるというふうに聞いております。現状におきましても、実質的に閉鎖をしておる中で、今のところこれにつきまして大きな問題点なり御要望なりというのはございませんので、我々としてはこのまま閉鎖という形でやってまいりたいと考えておりますが、今後さまざまな御要請等ございましたら、その時点で改めて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう意見だけにしておきますけども、これはやっぱり極めて重要な問題だというふうに私は認識をいたしております。できる

だけ地域、特に岡中区の人には今まで迷惑をかけてきたわけですから、裁判とかそういう人たちだけではなしに、その地域全体の方々が認識をしていただけるような方法で今後の処理をしてほしいなと思います。

裁判の好きな市かどうかわかりませんが、こうしたことは余り市民から見ても好ましくないわけですから、特に先ほど申し上げましたような産業廃棄物とかあるいは不燃焼物というのは、どこの市町村でも難儀をしてるような問題が山積してるわけでありますけれども、もっともっと時代に合ったような、このような処理のできる、確保できる場所をちゃんと泉南としては、公害対策という視点からもっと具体的に考えていくということに努力をしてほしい。

以上で終わります。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 時間の関係もありますので、簡単にお伺いしたいと思います。

ただ、産業廃棄物の問題は、あの御嵩町のいわゆる住民投票でもありましたように、まさに行政にとって大きな課題、今後都市形成が進んでくる中でさらに重要な課題になってくるであろうと、こういうことを前提に置いて、まさにこの問題が今後の産廃処理に対する行政の姿勢を占う問題と、こういうことでお伺いをしてまいりたいと思うんですが、1つはやはりこの検査項目の、いわば毒性のある、中には猛毒性を持った重系金属、複合汚染物質、これの検査をやられると。先ほど慎重の上に慎重を期してと、そういうことであればいいわけですが、果たしてそうなんだろうか。一定のこれだけの検査項目をあげつらうについてはそれだけの根拠がなかったのか、こういうことについてひとつ明確にしていきたい。

裁判の経過の中で、例えば土壌サンプル等を取ってこの検査をしたことはなかったのかどうかですね。それから、先ほど田に対する被害はないということだったんですが、それは検査をしなかったからなのか、検査をしてその上で明確にそういう結論が公的な場が出たと、こういうことなのか、その点もはっきりとしていただきたいというふうに思います。

それで、先ほどもさきの質問者から出ましたように、我々この首池の産廃捨て場というのはいわゆる中間捨て場であって、産廃と言われているそういう範疇のものすべて、何が何でもここに捨てていいと、こういうふう

には理解してこなかったわけですね、過去の経過の中では。あの協定にもあります。

それから、あそこの管理人室、管理小屋といいますか、あそこの前に張ってあった紙でもはっきりしているわけですが、あれからも明らかなように、建築廃材あるいはこれに類するものと、こういうものの投棄場所、こういうことで理解をしてきたわけですね。現実にはそのことが守られていたのであれば、これだけの検査項目をあげつらう必要はないわけですね。有毒性の重系金属の名前がすべて網羅されている。大変な検査をやるわけですから、必要がなければやる必要がないわけですから、やはりそれだけのおもんばかり、懸念が十分に根底にあると、こういうことからこういう検査をやられるというふうに思うんですが、その辺もう一度、重複しますが、はっきりとしていただきたいというふうに思うんです。

それから、現場は私もよく存じ上げておるわけですが、もともと池だったところですが、だんだんと投棄物質がうず高く山のように投棄されてきて、まさに付近よりも高くなっているわけですね。そういうところで大雨等が降ると。現在の沈砂池だけでその辺の排水をすべて収束できるのかどうかですね。またこれも言えば、そこで十分できるのであれば第2沈砂池というのは必要ないわけですから、この辺も第2沈砂池がほんとに必要であれば、500万ぐらいの金ですからこの年限を、先ほども出ました即ですね、これだけの有毒物質が懸念されるということであれば検査項目やるわけですから、それだけのやはり不確定要素があると、懸念材料があるということであれば、当然第2沈砂池は急がないかと。地形上からも私はそういうふうに思います。そういう点で、その辺もお示しをいただきたいなど、こういうふうに思います。とりあえずその点だけお示しをいただきたい。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、検査項目の11項目でございますが、これにつきましては、行政といたしましてはこのようなものが出るおそれがあるため検査するというのではなく、いわゆる健康項目23項目のうち、また生活環境項目8項目、特別項目11項目、合計42項目のうち、それぞれこのようなものということで選定した物質でございます。

それと、沈砂池につきましても大雨等であふれるおそれがあるのではな
かろうかと、早急に設置してはどうかという御質問もあったと思いますが、
先ほど御答弁申し上げましたとおり、これにつきましては財政当局との折
衝もありますが、早急に設置していきたいと、このように考えておるとこ
ろでございます。

それと、付近田畑の土壌検査についての結果はどうかということでござ
いますが、私ども知り得ている限りでは、土壌検査の結果、環境基準にオ
ーバーしている項目はなかったと、このように聞いてございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと1つだけ抜けてるで。

市民生活部長（白谷 弘君） 答弁漏れがございましたので、申しわけござ
いませぬ。裁判所での検査についてお答え申し上げます。

当然、裁判所から検査の指示がございまして、検査を行っております。
このときにつきましては、平成7年2月17日の検査でございますが、若
干基準よりオーバーした物質もございました。

以上でございます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） やっぱりそうでしょう。基準をオーバーしたものが
あったわけでしょう。物は言われなかったわけですが、もうそこまで言う
てあるんだから、どういうものが基準オーバーして排出されたのか、その
辺の基準と、その基準をどれだけオーバーしてるのか、この辺についても。
そういう経過があったからこそやはりそのおそれありということで、こう
いう重系金属の検査を、全く根拠がないんだというんじゃなくて、裁判の
経過の中でも一定根拠にされるような材料が両者の前に提起されたわけ
でしょう。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

実は、裁判所からの指示によりまして、先ほど言いましたとおり、平成
7年2月の17日に土壌並びに水質検査を行ってございます。沈砂池内の
土壌、いわゆるヘドロと申しましょうか、土の中から鉛、PCBが若干上
回っております。数値につきましては、鉛につきましては基準が0.01ミ

リグラム・パー・リットルのところ、0.015の数値が出ております。PCBにつきましては、基準は検出されないこととなっておりますが、0.0007の数値が出ております。

以上でございます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 両者が、長年かかりましたけれども、合意をされたこと、こういうことが前提になっておりますから、私はあえて言いませんが、こういうふうに既に、全く根拠がないということどころか、やっぱり一定PCBなり鉛が基準値をオーバーして出ているわけですから、今後一体何が出てくるかわからない。これの発端は、本来そこに投棄してはならないようなものが投棄されたという、その不安から住民の皆さんが訴訟に踏み切られたわけですから、そういうことを考えて、今後そういう二次被害が起らないような対応を早急にとっていただきたいと。わずか500万ですから、財政当局とということではなくて、まさにこういう産廃問題の現時点での状況のあり方からしても、当然政治判断も加えて早急な対応をお願いしたいと思うんですが、その点、市長どうでしょうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特に御指摘がありました第2沈砂地、これは費用的にもそんなにかかりませんし、私も現場をよく知っておりますが、本和解が成立したならば速やかに対応していきたい。これは私の責任で早急にやります。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（林 治君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 議案第4号に賛成の立場で討論させていただきますけれども、これは相手のある和解でございますから、これは実行しなければならぬと思います。

しかし、市の責任に触れる部分が議案説明の中にもほとんどないわけでありまして、今後これが予算書としてどのような性格でお金を払っていくかということがなされてくるとは思います。その場でも意見を申し上げたいと思いますが、市の管理のまずさによってこのような事態に至ったわけ

でありまして、そのことで関係する人たちに大変な迷惑をかけてきた。そして住民が裁判を起こすということは大変な苦勞、また自分の身銭を切ったの取り組みであります。

そういう中で一定の事実を認め、有害なものが外部に出ないように十分な管理をするという成果をとられました住民の御苦勞に対しては、私は深く感謝を申し上げるわけであります。だからといって、この和解は市の一方的な責任にあるわけでありまして、この辺が今後明確にされることを求めて、この議案には賛成をしていきたいと思っております。

また、不燃物置き場を閉鎖するというこの人たちと合意をされたようでもありますけれども、これは長い間迷惑をかけてきた当地域については私はいたし方がない措置ではないかと思っております。しかし、市民生活の中で、今清掃事務組合等では、燃やした灰とかかわらとか土は取らないわけですから、市民の皆さんにとってはほかす場所がないというのが実態であります。ごみの問題と同時に、市の責任としてこのような市民生活に直結した不燃物の置き場は早急につくる責任が市にあるわけでありまして、つくる過程においてこのような経験を踏まえて、きちっとした場所を確保していただかなければならないし、今回の議案の提案に当たっては、このようなことも含めて、単に閉鎖するだけという提案理由だけではなしに、そのかわりこの問題をどうするのか。

やはり他市にこの問題は迷惑をかけとるわけでありまして、民間の業者に紹介をすればという問題ではないでしょう。市がこのような状態でありますから、民間の場合には、極端な話を言えば山の、見えないところにはほかすということもあるわけでありまして、泉南市の自然豊かな山間部には不法投棄が絶えないのが実態であります。そのようなことが、このような閉鎖した問題と密接な関係があることは言うまでもありません。市はみずから責任をもって不燃物置き場をつくり、きちっとした管理をしていくことを求めて、賛成をさせていただきたいと思っております。

議長（林 治君） ほかにございますか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議案第5号 平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第5号、平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書の41ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ1億5,132万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ183億1,212万2,000円とするものでございます。

内容につきまして簡単に御説明申し上げます。47ページをお開き願います。企画広報費の防災訓練委託料200万円でございますが、これは本市域内のりんくうタウンに8月中旬完成予定の大阪府南部防災拠点において、9月1日に実施される大阪府・大阪市合同震災総合訓練に合わせて、泉南市総合防災訓練を実施するための経費でございます。

次に、その下の中国泉州市交流招待事業委託料190万円でございますが、これは平成元年度より泉南市ABC委員会が中心となり泉州市と交流を進めてまいりましたが、本年7月泉州市代表団5名が来日されるに際し、この機会に本市としても交流を深めたく招待するための経費でございます。

次に、同ページの財産管理費の公有財産購入費1億1,407万8,000円でございますが、これは財団法人泉南市開発協会の保有土地300坪を聖心会堀病院へ売却するため、本市が同協会から用地を取得するための費用でございます。

また、売却に伴います歳入につきましては、45ページに記載しておりますとおり、土地売払収入といたしまして1億2,400万円を計上しております。なお、今回の用地処分につきましては、数回にわたりましての泉南市土地開発公社、開発協会の顧問・評議員会合同会議並びに理事会

で御承認をいただいていることをあわせて御報告申し上げます。

次に、47ページ下段から48ページ上段にかけての塵芥処理費の補償補填及び賠償金1,894万円でございますが、これは先ほど議案第4号、産業廃棄物収去等請求事件に関する和解について御承認をいただいたところでございますが、これに伴い原告に支払うための和解金でございます。

次に、48ページ中段の体育施設費1,417万4,000円でございますが、これは大阪府南部広域防災拠点について、大阪府から本市に管理運営業務を委託されるに伴う維持管理経費及び荷さばき場を体育館として有効利用するに当たっての器具や備品等の購入経費でございます。

なお、当施設の維持管理に伴う歳入につきましては、45ページ下段に記載しておりますとおり、管理運営受託収入といたしまして393万5,000円が大阪府より歳入されることとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——和気君。

13番（和気 豊君） 2点だけお伺いをします。

1つは、45ページの公共用地売却収入、これの中身はよくわかりました。この額の根拠についてお示しをいただきたい。

そのことと、これは民間に公有地を売却するわけですから、それだけの明確な根拠がなければならない。先ほど公社協会評議員会で論議をされたということではありますが、私はこの最終決定の論議には参画をしておりませんので、そのこともあわせて一定お聞きをしたいと、こういうふうに思います。

それからまた、同じく歳入なんですけど、その下のところで大阪府南部広域防災拠点管理運営受託収入、こういうのが400万近くあるわけですが、これは一過性のものなのか、単年度、ことしだけのものなのか。今後この施設の維持管理・運営を市が請け負っている間中この収入は確保されていくのか。それと、施設ですから当然磨耗もしてくるだろうというふうに思うんですが、そういう場合の修理等、これはどこがどういう形で責任を持つのか、その辺もお示しをいただきたい。

以上です。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 議案書の45ページの土地売却収入1億2,400万円について御答弁申し上げたいと思います。

鑑定価格が平米当たり12万5,000円ということで、面積が約992平米ということをごさいますて、1億2,400万ということをごさいます。しかしながら、実際の売買につきましては不動産評価審議会にお示しをして、御審議をいただいた中で売却してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（林 治君） 東企画広報課長。

市長公室企画広報課長（東 三郎君） それでは、私の方から大阪府の南部防災拠点につきまして御答弁を申し上げたいというふうに考えております。

今回390万何がしの歳入を上げさせていただいてるわけですが、これにつきましては本年9月1日から明年3月31日までの委託料でございまして、次年度以降これが12分の7になるとは思いますが、12分の12になって、毎年委託を受けてる間歳入をさしていただきたいというふうに考えております。

それと、施設の関係でございしますが、施設の自然的に傷む分につきましては大阪府の方で修理をしていただくことになると思いますが、体育施設として使用している際に破損なりを起こしますと、泉南市の方での修理になるかというふうに考えております。

以上でございします。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 失礼をいたしました。

堀病院の方への売却の目的でございしますが、これは、平成6年3月末に策定いたしました泉南市老人保健福祉計画の中での施設目標の1つであります。在宅介護支援センターを実施するために、財団法人泉南市開発協会の保有している土地、これを市の普通財産の方に、市の方に買い上げまして堀病院へ売却するというものでございします。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今の御説明では、泉南市が平成6年3月末日に策定した老人保健福祉計画、この計画の具体化の1つなんだと、こういうこと

で、その点は了としたいわけですが、在宅介護支援センターですね、24時間中お年寄りに対応できる重要な老人介護の基幹施設と、こういうことで、これはぜひとも、市がやれないわけですから、一定民間にお願いをします。

ただ、最近どうも、ここがということではないんですよ。シルバー産業というふうなことで、いろいろなところで問題が惹起してきております。国さえこのゴールドプランを利用して、一定その関係者をつるんでおかしな事件を起こしているわけですから、そういう点では市がこの在宅介護支援センターを、半分は市の意向に沿ってお願いをするわけですが、その点できっちりとした縛りをやはりかけていくと、契約を結ぶについてはですね。それから、その中身の精査、こういうものを担当課はどの程度やっておられるのか。あるいは契約に際してそういう精査した、この点についての協定みたいなものをお結びになるのかどうか。

年限は忘れましたが、以前この堀病院については一定病院拡張用地を市として提供した。無償提供ではなくて有償提供したいきさつがあるわけですね。そのときに一定こういう科目をふやしていくんだと、泉南市の医療ニーズにこたえて、市民の医療ニーズにこたえて、こういう科目をふやしていくんだと、こういうふうな書いたものまで論議の過程で議会にも提出をいただいたわけですが、結局はそれは紙だけのものであったと、こういう結果に終わっているわけですね。

今回も協定を結んで、あとそのアフターフォローをしなければ書いたものだけになってしまうわけですが、せめて市の公有財産を売却するわけですから、それが本当に市民に還元される、そういう保証は十分あると、市民も納得だと、これではね。いろいろそういう関係の病院もあるわけですし、そういう点ではたまたま隣接していたということだけでは、これは余りにも説得性には欠けるのではないかと、こういうふうに思います。そういう点で、その辺、私先に意見を述べたようでありますけれども、原課あるいは担当課等これにかかわっている課として、部としてどういう考えをお持ちになっているのか、お示しをいただきたい。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今、堀病院が計画されている在宅介護支援センター、これにつきましては本市が作りしましたゴールド

プランの中で一応位置づけされておりました、市内で3カ所という形で位置づけしております。そして今回、堀病院の方から在宅介護支援センターをつくりたいということで、その用地の話があったわけですが、我々としてはこのゴールドプランの中でその在宅介護支援センター、目標値も立てておりました、そしてそれが3カ所ということで、その実施機関については特別養護老人ホームでありますとか、あるいは医療機関でありますとか、そういったところに併設されるということになっておりました、この堀病院が計画している在宅介護支援センターにつきましては、当然ゴールドプランに沿った施設であるというふうに理解しております。

あと、その協定とかそういう話になりましたら、ちょっと我々今すぐに意見は持っておらないんですけども、ただその在宅介護支援センターが設置されますと、当然健康福祉部としましてもこれの運営等につきましては我々の意見なりを申し述べていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 御答弁申し上げます。

本市の方から堀病院へ売る目的というのは、あくまでも在宅介護支援センターを実施するということでの売却ということになりますので、契約の中にその分を、ほかに使うことのないようにはっきりした、明文化してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 大体わかりました。要はこの介護支援センターの中身の問題になってくると思うんですが、これは現下、府がやれない分をあえて民間に、公有地を売却してまでお願ひをすると、こういうことになるわけですから、その事後のアフターフォローをきちりとやっていただいて、本当に市民に還元できる施設になるように対応していただきたい、こういう意見を述べて私の質問を終わります。

議長（林 治君） ほかにございますか。———小山議員。

3番（小山広明君） 今、堀病院に土地を売却する問題で、大体これは坪38万になりますね。これは協会なり公社の土地については、購入価格に銀行へ対して金利を払ったそのトータル、若干管理費も乗せるんでしょうけ

ども、そういう積み上げで、市がほとんど事業することを目的で買うわけですから、余りこれは問題にならないんですが、こういうようにほかに売るという場合には時価との関係がどうなるのかですね。当然常識的には時価で売るということになると思うんですが、時価との関係でこの坪38万というのはどういうことになるのかということをお聞きをしておきたいと思います。

それから、先ほどの和解の産業廃棄物の問題の予算もここへ出ておりますね。この払う説明はどうするのか。市の責任はですね。市が勝てば裁判費用も弁護士費用もすべて含めて請求できるわけですね。行政相手にやった裁判が、勝つということはなかなか難しいという状況の中で、和解とはいえ泉南市がこれだけのお金を払うことになったわけなんですけど、これを市民の前にも、議会の前にもどのような位置づけで説明されるのかを説明をいただきたいと、そのように思います。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 小山議員の質問にお答えします。

この鑑定価格、平米当たり12万5,000円が、実際の売買価格とどうかというような御質問だったと思いますが、あくまでもこの鑑定価格、評価額をとっておりますのは、付近の実際の売買価格を参考に鑑定をしていただいておりますのでございまして、この12万5,000円というものは実際上の売買価格に近いというんですか、等しいというように考えておるところでございまして、先ほども申し上げましたように、不動産評価審議会で最終の金額の御提示をいただいて売却するというものでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 小山議員から和解金の補正予算について市民にどういう説明をするかということですが、先ほど和解の内容で説明したその趣旨なんでございますが、繰り返すとすれば、今までお互いの思考が食い違った部分がございます、長年こういう紛争状態にあったという中で、やはり環境管理をする市の責任として早急にお互い意思疎通をして解決を図りたいという意味で、当初十分に話し合いをしておれば起こさずに済んだであろう裁判費用等の実費につきまして、市の方で負担をさしただくというための費用であるということでございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 大田部長のお話では、時価だと、鑑定をとってやっ
と。そうすると購入価格に、今日まで長期間保有してきて、銀行に金利を
払ってきた、その積み上げがありますね。それとの差額はどうなってます
か、これ。当然差額が出てきますわね。普通公共団体が買うことを目的に
やっておりますから、取得原価、買ったときの原価と、それまでに銀行に
金利を払ってきたトータルをもって市が買い取るとるわけですね、今まで
は。市が買い取る場合はそら問題ないと思いますよ。しかし、外に売る場
合にはもちろん今も言ったように鑑定評価をとってやりますから、今の時
価で売りますね。そこには当然差額が出てきますね。この差額はどうなっ
とるんですか。全く同じなんですか。その問題から1ついきましょう。

議長（林 治君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社局長（前田佐智雄君） 御質問の価格差
の件ですけれども、購入した時点から今日まで持っておった金利、取得原
価、そして事務費を合わせた値段が、議員御指摘の38万、要するに公社
が市にお譲りする値段が坪31万8,000円であると、そのような価格で
市に売却を図ると。そして市が堀さんにお売りする値段が41万3,000
円程度と、その中で価格差が約3万3,000円。（小山広明君「ちょっと
待ってや。31万で買って38万で売るんだろ」と呼ぶ）買った値段はた
しかあのあたりは坪7万8,000円程度で、（小山広明君「違うやん。金
利も全部含めた原価」と呼ぶ）金利も全部含めた原価が38万円。金利と
事務費と、そして取得原価を含めた値段が38万円で市に売却を図ると。
そして41万3,000円で堀さんに市がお譲りすると、これが一応価格差
になっております。

以上です。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 今、前田土地対策課長から申しあげました41万
3,000円というのは、これは坪でございます。私が12万5,000円と
言いましたのは平米で言うておりますので、その辺御理解のほどお願い申
し上げます。

それと、市の方が公社から買い取る価格といえますのは、議案書の47
ページに載っておりますとおり、1億1,407万8,000円ということ

ございまして、これにつきましては、公社が買うたときの用地費プラス事務費、利息等でございます、差額といたしましては約1,000万程度ということでございます。（小山広明君「1,000万もうかるということ」と呼ぶ）プラス1,000万ということでございます。よろしく願い申し上げます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 結局、泉南市は坪当たり3万3,000円ほど一応もうかったというんか、もうかって売ったと、こういうことでいいんですね。理解としては。まあ、これ20年近く持った土地じゃないでしょうかね。20年以上でしょう。それで、土地を持っとって、わずか坪単価3万3,000円もうかったということなんですが、余りにも世の中の常識からいえば、今土地が値下がりしておりますから、高いときだったらもっともうかったんかなと思いますけども、土地の運用にしては余り効率のよくない処分の仕方ではないかなと思います。

それから、こういうようなある意味で無計画な、せっかく取ったのを20年近くも利用できなかったということは、市は土地を売る会社じゃないわけですから、そういうことでは、売った場合でもわずかこういうような金額の差ということではいろいろ問題があるのではないかなと思います。

それから、福田助役が、どうもずれとるんですが、やはりちゃんとした管理をしとけば住民も裁判を起こさなくてよかったということで、管理をしなかった行政の責任がこの1,800万ということに、具体的に数字にあらわれたわけでしょう。これは例えば現在のあなた方の決めとる責任の事務取り扱いですか、これからいけば、もし入れてはならないものを今入れられたと。今の場合だったらだれの責任になりますか。これ、いろいろ調べとるんだけど、そういうところはないんですよ。不法投棄の管理責任は課長にありますよ。あれは不法投棄と言えるんかどうかわかりませんが、いわゆる土とかかわらしか入れたらあかんというところに、ゴムとか、先ほど表にあった医薬品のものが入るのは、それはだれの責任なんですか、今の場合だったら。そういうことでしょう、この問題は。そういう管理をちゃんとしておらなかったから住民にも、結果的には今市民にもこういうお金を払うということで負担を強いるわけですから。経過説明だけ言たって、これは説明にならないと思うんで、じゃ例えば今の場合にこういう

ことがなされた場合にだれの責任になるんですか。市長の責任にダイレクトに行くんですか。

〔小山広明君「笑って答弁しないでください」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 責任といいますのは、市という組織でございますので、だれがとか、特定人の責任ということではございません。それぞれの責任と職制に従って責任があると、こういうことでございます。

それと、先ほどから管理を十分にできてなかったから、その責任としての今回の金額ということでございますけども、我々としては訴訟におきまして、原告が申されてるのはそういう管理が十分できなかったことによつて田畑に損害が起きたんだと、こういう御主張でありましたけれども、その部分については、我々の方は検査においても実証されていないということで否定をしておるわけでございます、その時点で十分に話し合いをして水路等の整備をしておれば、多分裁判を起さずに現状と同じような措置ができたのではないかという観点から、その間の相手方の費用につきまして実費を負担すると、こういう考え方でございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 漠然と責任があるわけじゃないんですよ。市に責任があると。それぞれに課長、部長、助役、市長ということで専決の、あなた方がこれを決めとるわけでしょう。漠然とだれに——。例えば、こういうものは違法にお金を出した場合には、監査請求の対象にもなることは御存じですね。監査請求といえは、公務員個人に行くんですよ。市全体に監査請求はいきませんよ。食糧費裁判でも責任の範囲があつて、課長は何万円以下まで決裁権があると、部長は、助役は、市長はとあるわけですよ。あなた方の責任において仕事をしとるんだから、例えば土しか入れてはだめですよという決まりがあつて、それを守って公務員が仕事をしとる場合に、自分の管理が——。あなたね、質問を聞いとるとき笑わないでください、笑わないで。だからそういうことで、それはあなたが後で手を挙げてちゃんと反論したらいいですよ。私の質問中にニヤニヤと笑わないでくださいよ。だからそういうことで、こういうふうになんと公務員に責任が明確になつとるわけですから……。

〔東 重弘君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 議事進行で。

7番（東 重弘君） ただいま小山議員から発言中ですが、全く議論がかみ合わないことを、先ほど賛成討論した人がまたそれをぶり返すということは、いかがなものかと思います。

〔小山広明君「明確に言うてください。全然わからない。どういう点がおかしいのか。どの部分がどうおかしいかということをお東議員がちゃんと言ったらいんですよ。かみ合わないだけじゃわからないでしょう」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 質疑を続けてください。ただ、できるだけまとめて行っていただきたいと思います。小山君。

3番（小山広明君） ちゃんと聞いていただきたいんですが、この1,900万近いお金を税金から払うわけですよ。これはもともとは市民の税金なんです。市がちゃんと管理をしておれば、払わなくてもいいお金ですよ。この位置づけを私言っとるんですよ。そしたらあなたは、その問題じゃなしに、住民17人から言われたときに、溝をつくっとけばこのお金は払わなくてもいいんだと、こういうあなたの答弁でしょう。それはあなたがすりかえとるんですよ。食い違ってるんじゃないですよ。

住民がなぜそういう訴えを起こすに至ったかというのは、あなた方が決められたものを入れとったら、そんな住民は起こす必要がないわけですから、だから原因はあなた方が入れてはならないものを入れたというところにあるんですよ。このお金1,900万を払うのが。何がずれとるんですか。議事進行してもいいですよ。それはちゃんと理由を示して質疑をとめてもらいたいと思いますよ。これが何で食い違っとるんですか。1,900万円のお金を払う原因は、あなた方が入れてはならないものを入れたというところに原因があるんじゃないですか。それをあなたは、そのことは関係ないんですと。住民から訴えられたときにちゃんと溝をつくっとけば、このお金は払わなくてもいいんだと。これはあなたの言うことが正当ですか。議長、判断してくださいよ。どちらの言うことが食い違っとるのか。だから、そういう入れてはならないものを入れた責任がここで明確にされなかったら、この予算がいいか悪いかというのは判断できないということが、なぜ私の言い分があなたとすれ違った議論になっとるんですか。あなたの受け取り方が正しく受け取ってないと、私は今でもそう思います

よ。違いますか。ちゃんと答弁してください。笑わないで。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほど重ねて御質問がありましたので、確認の意味でお答えしましたけれども、この支出は、先ほど同意いただきました和解案に基づいてのお金の支出でございますので、その中身につきましては、和解がああいう形で先ほど合意されたという中での結論でございます。ですから、改めてこの場で議論をする必要はないというふうに考えておりますし、あえて答えるとすれば、先ほど答弁したとおりでございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 私は先ほども言いました。市民の方に和解金を払うことは第三者との契約ですが、それは私は了とします。お金をどういう形で払うかは議論しますということをはっきり言いましたよ。これはね、例えばあなたがこの産廃の入れてはならないということ、入れてはならない責任者としてここに取り扱いの中に明記しておれば、あなたの責任ですよ。そうしたら監査請求の建前からいったら、あなたが違法な行為を行ってお金を払わなければならなくなったら、あなた、福田さん自身が監査請求の対象になるんですよ。

だからこれは、今まで空出張とかいろんな問題があるときに、公務員個人が弁償しとるという問題があるでしょう。だからお金の出し方がどこから出すかというのは、いろいろあるんですよ。市民の税金から出すんじゃないに、これは行政としての不手際でしたと。だから、行政の幹部がこの1,800万円については払いますということも、1つの払い方の中に入るということが私の議論なんですよ。

何もさっき認めたから税金からそのまま100%払ってもいいということには、私はならないんですよ。市民の不手際ではないのに、何で市民の税金からこの金を和解金として払わなければならないんですか。それは市長を初めあなた方が責任の範囲を明確にしておるこの中で、責任に応じて、やはり申しわけなかったと、我々が弁償しますということも払い方の1つにありますよということを私は議論しとるんだから、何がずれとるわけですか。

さっきのは、市民に払うことは私了としましたよ、契約ですからね。しかし、その金の払い方は今言ったようなことで、私は問題がありというこ

とで提起しとるんですから、あなたが先ほど認めてもらったんだから、これは当然認めるべきだというような立場に立っての答弁は、私にとっては納得できないですよ。1つの主張としてはわかるでしょう。

〔和気 豊君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今いみじくも最後の部分で、小山さんの発言からもありましたように、まさに先ほどの議案に基づいて、いわゆる和解の中でこの額がはっきりと市側から原告に対して支払われると、こういうことが和解の1つの大きな柱になっているわけで、それに基づいて今回の支出が提起をされているわけですから、当然前議案とリンクしたそういう支出であると、私はそういうふうに認識しておりますので、その点で議事をお進めいただきたい、こういうふうに思います。

〔小山広明君「議長」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 和気さんから私の言い方に問題があるという発言があったんで、言いますけどね、私は何も市民の税金、これ歳入——どこかからお金をもらって払わな払われないわけですからね。このもらい方が一般的な税金から払うんじゃなしに、これは市の公務員のそれぞれの立場においての責任上ミスがあったわけですよ、管理ミスがあったわけですよ。それはあなた方が申しわけないということで、公務員の管理職がですよ、大阪府でもどこでも管理職が弁償しとるでしょう、不祥事なお金の出方については。だから税金から払うなんてしてないじゃないですか。和気さんの提起が、それはリンクしとるんだから金の払い方については異議を挟むことができないみたいな異議の申し方はおかしいと思う。僕はちゃんと説明しとるわけやからね。何も市民の皆さんに税金を、市の職員の不祥事を何で市民の皆さんに100%負わさないけないんですかというのが私の主張なんですよ。違う主張があるのはわかりますよ。

議長（林 治君） 小山君、ちょっとお待ちください。だから質問であれば質問として答弁さして、あなたの主張にそのまま同意するかどうはまた別な問題ですから。そうでしょう。だから同意しないからといって同じことを何度も言われたらちょっと論議が成り立ちませんから、そういうふうに思っていたきたい。

福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほどの議案で、市として和解する、市としてお金をお支払いするということで御同意をいただいております。そういう趣旨に基づきまして補正予算を組んでおるといってございませぬ。

議長（林 治君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） ちょっと簡単に、先ほど和気議員の方からも指摘があったんですけども、堀整形に土地の売り渡し、今度は老健施設を建てるということで、基本的にはそういうことはいいと思うんですけども、今までの経過がありますのでね。これは元市長も今ここにいらっしゃるんですけども、その当時にあそこの土地を堀病院に売り渡す際に、林議長は覚えてるかどうかわかりませぬけども、不動産評価審議会で大きな議論がありまして、土曜日の日の午前10時から昼飯食べんと4時までやって、やっと準公共性があるだろうと、こういうことで病院に払い下げました。そのときのお約束が、総務部長がこの本会議の中で、先ほど和気議員が言うたとおりに、眼科並びに小児科その他を全部併設することを条件に売り渡しをしますとはっきり言っておるんですね。それが破られたことは事実なんです。

そういうことを踏まえて、今回売り渡しについては決して反対はしておりませぬ。今度は老健施設とはっきりうたっておりますので、この老健施設がそこへ充実するということははっきりしておりますけれども、こういう経過を、今の理事者はほとんどその当時にはここへお座りでなかったと思うんでわかりませぬけれども、その当時の市長はよく知ってるといいます。総務部長が私のこの議会での質問に対して、そういう充実も含めて市民のために利用していただく病院として位置づけして売り渡しをいたしますと、このように言っておるんで、この点はよく御理解していただいて、売り渡しに際しましては市民のために供するということがやっぱり第一条件であると。金額が3万円もうかったとか1万円もうかったとか、そんな小さなことじゃないんですよ。正直に言って、同じ金額でも結構なんです。それが市民のいわゆる公共性にどのように寄与するかということが大きな問題なので、この点を踏まえて売り渡していただきたいと。これはもうお答えいただかんでも、先ほど和気議員が言ったことに答えておりますので結構なんで、まずそういうことを認識していただいて売り渡しをしていた

だきたいと、これを要望しておきます。

議長（林 治君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3 番（小山広明君） 議案第 5 号に反対の立場で討論をさせていただきます。

1,900 万円からのお金を払わなければならなかったということは、市がきちっとこの廃棄物処理の管理をしておけば、払わなくても済むお金であったわけであります。当然これは市の職員が責任を持って職務を遂行しとるわけでありますから、そのことが怠ったということで、当然法体系の中でも公務員が不法、不当な形でお金を払えば、それは市民からの監査請求の対象になって、公務員個人が市民に対して弁償しなければならない、そのことが基本であります。余りにも市当局は市の責任だということで、結果的には市民にそのツケを回していく。なぜ市民が、市当局にお任せをした行政運営の中で、法に基づいた、また約束を遂行することは当然であることをしなかった、このようなミスに対して市民がお金を払うということは、当然市民は承知しないだろうと私は思います。

提起を起こされた方に約束を遂行していくことは、当然であります。そのお金の使い方については、市はもっとみずからの責任を明確にして、この予算を提起するべきだ、私はそのように思います。そのような意見を付してこの補正予算には反対をしますので、市民の皆さん、また議会の皆さんの御理解をよろしくお願い申し上げます。もしこれが支払われるということになれば、十分監査請求の対象に私はなると思うわけであります。

議長（林 治君） ほかに討論はございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議案第 5 号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3 時 4 0 分まで休憩いたします。

午後 3 時 1 0 分 休憩

午後 3 時 4 1 分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第17、議案第6号 平成9年度大阪府泉南市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第6号、平成9年度大阪府泉南市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について、簡単に説明申し上げます。

平成9年度大阪府泉南市交通災害共済事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございまして、補正内容は歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、527万9,000円から727万9,000円とするものでございます。

その内容は、市民交通傷害保険被保険者の交通事故増に伴う市民交通傷害保険事故給付金の補正でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第18、請願第1号 墓地建設計画反対に関する請願を議題といたします。

本件については、会議規則第136条第1項の規定により、委員会付託

を省略し、本件に関し理事者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。————真砂君。

1 2 番（真砂 満君） この墓地建設に対しまして、市長に対しまして2点ばかりお聞きをしておきたいというふうに思います。

昨日から一般質問の中でも質疑等がありましたし、これまでの住民さんの反対運動の中でも議論があったというふうに思うんですけども、市の方も意見書を提出されまして、住民さんの意見並びに民生常任委員会の出た意見も踏まえた中での意見書が月曜日に大阪府の方に提出をされたという経過については了としたいというふうに思っています。ただ私は、今回のこの墓地建設の問題点について、2点ほどやはり問題があるのと違うのかなというふうに考えているところでございます。

まずその1点は、泉南市が今回のこういった建設に対して意見書しか述べられないといった点に問題点があるのではないのかなというふうに思います。これは簡単に言うと、泉南市のまちの中に、自分の住んでるところにこういった墓ができるのに、泉南市は意見しか述べられないと。許認可の決定権がないというのは、1つおかしいのではないかなと。自分のまちであって自分のまちのことが決められない。そういった形というのは、これからの時代的に地方分権が言われております中において、やはり自分たちのまち自分たちで決めていくんやと、そういった視点というものが要るのではないかなというふうに思いますので、その辺について、これは許認可の問題ですから、今のところ大阪府が持っているというのは重々わかっておるわけですけども、その辺今後の地方分権とのかかわりの中で、その点について市長としてどのようにお考えなのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それともう1点、今回の建設について、墓地埋葬法の法律の問題、それと大阪府条例の墓地経営等に関する条例、その2つの法律、条例ですが、これは私も今回の問題が惹起してからいろいろ過去の判例等々調べさせていただきましたけれども、非常に矛盾する結果がほかの事例の中で出てきているというようなことが起こってます。大阪府の条例でいいますと、1項では周辺300メートル以内の中に、学校であるとか病院であるとか事務所であるとか、そういったものがあれば建設することができないというふうになっているにもかかわらず、ただし書きの中でそのことが可能にな

ってくる。こういった相矛盾する整合性のない形での条例というのは、住民側にとってみれば、非常におかしな問題があるのではないのかなというふうに感じているところでございます。

そういった意味では、私は法律であるとか条例であるといったものを、今現在の社会情勢に適合して当てはまるような条例、また法律改正をしていくべきではないのかなというふうに考えているところでありますけれども、そのあたりについて市長はどのようにお考えなのか、この2点お聞きをしておきたいというふうに思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の墓地の建設の計画については、既に意見書を提出しておりますけれども、私も現地の状況からして適切な場所ではないという判断をいたしているところでございまして、その旨知事あてに意見書を提出いたしております。

そこで御質問のありました今後の地方分権の問題とこういう墓地建設のかかわりの問題、あるいはそれについてどのような考えを持ってるかということでございますけれども、御承知のように現在地方分権が言われておりまして、中央と地方、あるいは地方でも府と市町村という関係についていろいろ議論があるわけでございまして、現在大阪府と各市町とで分権の検討委員会というのを設けまして、そして定期的にいろんな角度からの検討をいたしているところでございます。その中で、いろんな項目について議論が行われてるわけでございまして、それらの経過も踏まえて今後この問題のあり方について、権限委譲になじむのかどうか、あるいは可能なのかどうかということについて検討をしていきたいというふうに思っております。

それから2点目の、府条例等におきます300メートル以内のという部分でございますけれども、これは原則的に言いますと、今回の場合も300メートル以内に相当の住家があるわけでございまして、住民もおられるということに該当してくるわけでございますが、ただし書きがあるということでございます。そのただし書きもいろいろ過去の記録なんかを調べてみますと、かなりただし書きで準用されてるという部分が、今回の墓地の場合非常に多いというのは、極めて問題ではなかろうかという意識を持っております。本来ただし書きというのは特例的なものでございますし、ま

たそれを適用するにつけても、例えば先般から問題になってるような建築の場合ですと、別途の審査会というようなものがあるわけなんです、この場合にはそういうものはないと。要するに大阪府で、行政そのものでただし書きを適用するかどうかという判断をしてるということでございますから、これはやはり非常に問題のある部分ではなかろうかというふうに思っておりますので、きのうも御答弁申し上げましたように、近く府の方に参りますので、そのあたりも十分踏まえて、また今回出されておりますこの請願の可否も含めてお話をしていきたいというふうに思っております。

議長（林 治君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 私の方は今日まで、市長初め泉南市の対応については非常に賢明な対応をされているというふうに理解いたしておりますし、そのことについては評価をいたしているところでございます。

ただ、さきにも述べましたように、泉南市というか地元がそういうふうな形で一定判断してても、大阪府の方で現在の法律、条例でいけばそのことが十二分に生かされてこないというようなことが、市長の方からも述べられてましたように、ほかの事例でもそのようになっているという現実があるわけですね。ほんとにこれでいいのかなど。ただし書きの中で何でもかんでも変わっていくと。ある日突然そういった事務所であるとか病院があるにもかかわらず、住宅があるにもかかわらず、空き地があったらそのまま墓地ができてしまうような形がいいのかどうか、この辺に問題がないのかどうか。ここに論点を当てると同じような問題が、今信達市場で起こっておりますけれども、またほかの地で起こってくる可能性がある。その起こったときに、起こったとこだけ問題を惹起させても、ほんとの意味の問題解決にならんのではないのかなというふうに考えているところでございます。

ここで市長に幾ら言っても、そのことは市長がどうすることもできないというのもわかっておりますけれども、さきの本会議の中で市長みずからが、府へ行ってしかるべき人とそのことについても、請願の後の、今から結果が出ますけれども、そのことも踏まえて意見を述べるということも聞いておりますから、ぜひともそういったことも踏まえて府の方に申し述べていただきたいなというふうにお願いを申し上げまして、終わります。

議長（林 治君） ほかにございせんか。———嶋本君。

26番（嶋本五男君） 私も民生常任委員会でございますので、委員長が今言われたことにはほぼ尽きると思うんですけども、当然請願の場合には、時間さえあれば当委員会に付託される議案でございます。ただ、この間民生常任委員会のお話がありましたんですけども、添付書類として市場区、大苗代、鳴滝、中小路の各区長の判を押したものが添付されておると。

それで、私も常任委員会の席上で、ただし書きの場合には公共性、必要性、そういうものを地元が求めたときに初めてただし書きが生きるんではないかと、こういうふうに申し上げたんですけども、その添付書類の中に一部——一部ですよ、一部住民が、この前の説明のときにはその宗教の墓地であると、このような説明があったんですけども、もう既に付近住民の一部の方がその墓の必要性を認めたような添付書類があったのかなかったのか。一部求めている方がおるように聞きましたので、その点その添付書類の中に、この間送ってきた中にそのような同意書のようなものがあつたのかなかったのか。これは大きな問題になりますので、その点あつたのかなかったのか。聞いたことがないんならそれで結構です。そういうものがないんなら、それはそれでいいんですけども、ちょっと懸念をいたしましたので、これを審査するに当たってその点も確かめておこうかなと。なかったら結構です。聞いてなかったら聞いてなかったで結構です。その点だけお答え願いたいと思います。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 嶋本議員の御質問でございますが、一部住民の方の同意書の件でございますが、そういうことは私どもでは把握いたしておりません。

以上でございます。

議長（林 治君） ほかにございませんか。———上野君。

11番（上野健二君） 大変僭越な質問でございますけれど、今議会じゃなくて、以前からちょっとお話があるように思います。というのは今回、きのうでしたか井原議員が発言の中で、今度泉南市が計画なさってるというのをちょっと聞いてるんですけど、今回に限りこういった墓地に関してはこういった発言ができにくいと思うんですけど、ちょっと関連があるので、ちょっと質問させていただきます。

まず、聞きたいことは、以前に地図をいただき、まず市としたら4カ所選定したということを知り、その後残りこういった問題がなかったように思いますので、あえて質問しなかったんですけど、今回はきのうの発言の中でちょっと位井池ということ指摘されたので、その面についてなぜこういった4カ所の中で急に位井池という地点をなされたか、そこら辺をちょっと御答弁していただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

議長（林 治君） 上野議員、もう少し具体的におっしゃっていただきたい。

11番（上野健二君） 実は4カ所ありましたね、以前は。あの場所、選定場所ね。新家の上の方で2カ所、そして金熊寺、六尾と上の方で2カ所と。

議長（林 治君） 上野議員、恐れ入りますが、請願書が……。

11番（上野健二君） いや、外れてるのはわかっていますよ。わかっているんだけど、ちょっと関連して質問したいということをお願いしてるんだけど、なぜ位井池ということ指摘されてるのか。そしてまた、位井池ということになった以後どのような方針で進めておられるのか。我々にはさっぱりわかりませんので、そこら辺をちょっと聞かしてほしいんです。というのは、今も言わしていただいたとおり、きのう井原議員が質問されたときに、位井池ということ明らかに説明してくださったので、あれ、何でかなと思ってね。そこら辺、なぜ位井池に絞ったんかということ聞いてただけです。

議長（林 治君） その点に限って、福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上野議員からの御質問でございますが、この請願書との関係でいいますと、民生の常任委員協議会におきましても、市でも墓地公園構想があるのではないかと御指摘も受けまして、意見書の中に本市住民の墓地需要に対しては市営墓地公園を計画しており、現在整備に向けての取り組みを進めているという文章を記載をさせていただいたところでございます。

この件に関しましては、本件とは直接関係はございませんけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように4カ所の中から市としては1カ所候補地を絞り、そして付近の住民の方々にその選定理由なりを説明に上がったと。そして、いろいろ御意見を賜っておりますので、それも受けまして基

本計画の中でいろいろ具体的な計画を図っていききたいというのが現状でございます。

議長（林 治君） ほかに。———小山君。

3番（小山広明君） 一般質問の中でも申し上げましたから重複は避けておきますが、やはり大阪府の条例に基づく、大阪府は要領というんでしょうかね。要領の中ではただし書きというのはなくて、300メートル以内にそういう事務所とか家があるものは許可できないと明確に言うておるわけでありまして、もとの墓地埋葬等に関する法律の中でも、これは知事の許可であるということだけが書いてあるわけでありまして。

しかし、実際は地区の同意が、4区長の同意がなされておると、それから解放同盟の同意もなされておると聞いております。しかし、その中で地区長の同意なりがなくても許可がおりておるんだと、裁判でも勝っておるんだということを言って同意をもらった形跡があるし、そのように聞いております。

そうなるとまいますと、大阪府がみずから決めた同意がなければ許可しないということは大阪府の姿勢でございますから、裁判の結果、裁判というのはいろんな経過がありますから、そういうことがあるかもわかりませんが、やはり大阪府は大阪府の責任において、300メートル以内に事務所や住宅があればおろさないという中で行政運営をしとるわけでありまして、そういうなくともおりるんだというようなことを言って、もし区長の同意をもらったとすれば、それは公正さを欠くわけでありまして、その辺は認識をしてひとつ市長においては、市長もみずからそこは適当でないという反対の意思を明確にしたわけでありまして、民主主義社会、知事の許可ということになりますと、やっぱりそういう世論、人々の意見ということが一番大事にして対応してもらうように、ぜひ知事には申し上げていただきたいと思っております。

先ほど住民の方から市長に直接お願いをしたら、市長は、子供ではないんだから任しておいてくださいというような発言をしたので、そのことはもう一度確認をしておいていただきたいという話がありましたので、一応市長にそのことを確認をしておきます。

そして、私たちが望まないものがやはりできないように、市全体のまちづくりからいってもやはりあれは好ましくないということで市長が書かれ

たわけでありますから、今後この議会の中でもどういう結論になるかわかりませんが、一応そういう決まった結論については最大限尊重して、知事の許認可に十分な影響を与えるようにしてもらいたいと思うのですが、市長の覚悟と決意などをお伺いをしておきたいと、そのように思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 昨日の一般質問にもお答えしましたように、私といいますか、市の意見として適当な場所ではないということを示し上げておるわけでごさいますして、その趣旨に沿って、これから採択されるかどうか、これから決まるわけでごさいます。その結果も踏まえて大阪府の方にお話をしていきたい。先ほど真砂議員からも、法、条例の趣旨の問題もございましたので、それも踏まえてお話をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（林 治君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより請願第1号を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立全員であります。よって請願第1号は、採択することに決しました。

次に、日程第19、議員提出議案第12号「日米防衛協力のための指針」見直し反対に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番（和気 豊君） 御指名をいただきましたので、「日米防衛協力のための指針」見直し反対に関する意見書（案）の朗読をし、提案にかえさせていただきます。

日米安保共同宣言をもとにした「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）の見直しの中間報告がこの6月8日に出されたことは、日本の進路にとって重大問題である。

この中間報告では、ガイドラインを「日本の防衛」から「日本周辺有

事」に拡大し、自衛隊だけでなく、関西国際空港など民間空港の使用をはじめ輸送、通信、医療など米軍の行動に必要なあらゆる協力を取り決めようとしている。

これは、憲法の平和原則に反し、危険な集団自衛権の道を開くもので、断じて許されない。

よって、非核平和都市宣言を行っている本市として、米軍の戦争行為に日本をまきこむ危険な「日米防衛協力のための指針」の見直しを行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月26日

泉南市議会

以上であります。

議長（林 治君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（林 治君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立少数であります。よって議員提出議案第12号は、否決されました。

次に、日程第20、議員提出議案第13号 憲法及び地方自治法制定50周年に関する決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して小山広明君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。小山広明君。

3番（小山広明君） 議員提出議案第13号、憲法及び地方自治法制定50周年に関する決議について、案文を朗読して、提案にかえさせていただきます。

ます。

日本国憲法は、第2次大戦による尊い犠牲とその反省の上に立って、1946年11月3日に公布され、翌年5月3日に施行された。

憲法はその前文において、「われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、（中略）この憲法を確定する。」としている。

主権在民、基本的人権の尊重を基調に、平和の形を内外に明らかにしたこの平和憲法は、中でも第9条において、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認をうたうことによって、人類の普遍的原則を明らかにし、国際社会の未来を照らすものとして高く評価されている。

また、地方自治についても、第8章の規定には、住民の直接選挙・条例の制定権・特別法（一の地方公共団体のみに適用）の住民投票の権利がうたわれている。

憲法及び地方自治法制定から50周年を迎える今日、日本国憲法が民主主義の発展に大いに貢献してきたことは、何人も認めるところである。

政府においては、平和憲法を擁護し、第9条を基本とした平和外交による世界平和の推進に一層の努力をすると共に、憲法に明記された基本的人権の尊重と地方自治の発展に尽力されたい。

よって、泉南市議会は、憲法制定50周年にあたり、改めて日本国憲法の精神を尊重し、憲法を暮らしに生かしていくことを強く求める。

以上、決議する。

平成9年6月26日

泉南市議会

以上、よろしく願いをいたします。

議長（林 治君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———嶋本君。

26番（嶋本五男君） ちょっと一、二点。前回もこれを提出されまして、それで本議会で、3月議会では否決したと、こういう経過があるんですけども、今回提出された中で、一部変わっておるのは、中段の第8章の規定に……特別法、この段だけですか、その点提出者にちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（林 治君） 小山君。

3 番（小山広明君） 先ほど嶋本議員からも指摘のありましたそのとおりでありまして、この間の質疑の中で、この地方自治の部分がもう少し具体的に書かれておらなかったため理解が得られなかったわけでありまして、今回、地方自治法の 8 章における部分を具体的に書かしていただきました。

ここに書いてあるとおりでございますけれども、第 8 章の中の住民の直接選挙、私たちが直接住民に選挙される、市長さんもそうであります。また、条例を制定する権限とか、それから今いろいろ問題になっておりますといいますか、一部の地域に波及する法律については住民投票をするようなことも明確にうたわれて、地方自治の主体性が憲法の中にも位置づけられておるといふ趣旨を書かしていただきましたので、よろしく願いをいたします。

議長（林 治君） 嶋本君。

26 番（嶋本五男君） これは、前回も北出議員が質問した中でこのように変えられたと、こういうふうに理解いたします。

しかし、ただもう 1 点は、前回も巴里議員が小山議員に質問したように、1 条から 8 条までの天皇制についての解釈は前回と、もう細かいことは要りませんが、前回小山議員がここで説明していただいた解釈のとおりでございますか、いや、また違った解釈があるんですか。これは読んで、日本国は天皇制を象徴とすると、こういうような文は、前回も質問いたしておりますので一々読みませんが、前回同様の解釈と理解していいんですかどうですか、この点だけお答え願いたいと思います。

議長（林 治君） 小山君。

3 番（小山広明君） 嶋本議員からも今質問あったように、基本的には前回と変わっておりません。ただ、前回も言わしていただいたように、基本的人権とか平和主義とか、そういうふうなことを基調にしてあるということの位置づけで、憲法ですから、中にいろんな考え方にかかわることが書いてあるのは、それはさまざまな考え方があることもそういう中から認められるんじゃないかということ、前回も答弁させていただいたと思いますが、基本的には変わっておりませんので、よろしく御賛同いただきたいと思います。

議長（林 治君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する

質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議員提出議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第21、議員提出議案第14号「大阪府老人医療費助成事業」の存続を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して井原正太郎君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。井原正太郎君。

1番（井原正太郎君） それでは、議員提出議案第14号、「大阪府老人医療費助成事業」の存続を求める意見書（案）。

1972年以来、大阪府が実施している「老人医療費助成制度」は、65歳から69歳までの高齢者の医療費を助成することで、疾病の早期発見・早期治療をはかり、高齢者の健康を守るとともに、府民の切実な願いである高齢期保障の充実に向けた、全国でも誇れる制度である。

しかしながら、大阪府は「府行革大綱」にもとづき、この制度を縮小・廃止する方向で見直すことを発表、現在「大阪府衛生対策審議会」に諮問している。この制度の対象者は28万人、その予算はわずか300億円といわれ、3兆円をこえる大阪府の予算から見ても、たいへんわずかなものである。

よって、本市議会は、大阪府に対し高齢者の支援や保険・医療・福祉の連携強化など老人医療助成事業を含め、高齢者の新たな負担にならないよう高齢者施策の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月26日

泉南市議会

以上でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（林 治君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。
———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第22、議員提出議案第15号 諫早湾干潟の水門をあけることを求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

6番（松本雪美君） 議員提出議案第15号、諫早湾干潟の水門をあけることを求める意見書について、文書を朗読して提案にかえさせていただきます。

その前に1字訂正をしていただきたいと思います。文書の中の2行目に、「一カ月」と書いてありますが、「二カ月」ということで、一を二に変えてください。お願いをいたします。

諫早湾干潟の水門をあけることを求める意見書（案）

長崎県諫早市で進められてきた諫早湾干拓事業は水門が閉められてから二カ月以上経過した。このままでは干潟の生物が死滅する。今、水門をあければ、干潟が生き返り生物も助かる。

干拓の目的となっている農地の造成や防災対策も、その必要性や効果に疑問が寄せられている。また、国の内外から環境破壊への怒りの声がよせられ、国際的な問題になっている。

よって、ただちに諫早湾干潟の水門を開放し、干潟の生物の死滅をくい止めると共に、事業の再検討を求める。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月26日

泉南市議会

議長（林 治君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———北出君。

25番（北出寧啓君） かねがね意見書というものの持つ異議というのを、効果というのを考えているわけですが、特にこのような意見書については、幅広い、例えば市民運動とか、そういうことがどこまでやられてきたのかなど。私、この諫早湾のこの問題について提案者から具体的にこういう問題があるというふうに言われたこともなくて、このまま出て来ると。できたら意見書の性格としまして全員に諮って協議し、そして文章も修正するところは修正するというところでやっていけばいいかと思うので、その辺の事情についてちょっと御説明いただけたらと。よろしく。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 湿地の重要度を示す国際的な基準というのがあるんですが、ラムサール条約締約国の会議で確認されている中身としては……。

議長（林 治君） 松本さん、ここへ決議文書を上げるまでの議会内部の取り組みについてどういう努力をしたかということです。

6番（松本雪美君） 今少しこの問題で、いろいろ国際的にもこの干潟を守らないかんという運動が大きく起こされているということを詳しく説明させていただこうと思ったんですが、私としては今北出議員からの質問がありましたけれど、私が泉南市でこの意見書を提案させていただくについては、全国的な多くの人たちの声が国会にもたくさん寄せられていますし、諫早湾での住民の声もたくさん寄せられています。そういう中で、いろいろな新聞記事やそういう運動の様子を見せていただいて、これを提案をさせていただきました。

それで、提案をしようと考えたときに、文章をつくるときには、ここの1カ月という状況のときでしたから、そのことをうかっと抜けたということで、きょうはここへ提案するときには、2カ月を経過したと、そういう状況になっていますから文章の中での訂正をさせていただきました。

以上です。

〔小山広明君「質問に答えてない」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 質問は1つだけ、だから松本議員がこの諫早湾の干潟の水門をあけることを求めることについて、泉南市で何らかの行動を起こされていらっしゃるのか。そういうことが、こういう意見書を提出する場合重要なことではないかと思しますので、その点だけ御答弁をお願いいたします。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 男里川河口での干潟での野生動物の、野鳥なんかの生物の状況なんかも、ほんとにこの泉南市では守っていかねばならないことだと私も思っています。北出議員もそういう運動には参加されてるようですが、私もこういう状況の中で、泉南市の自然を守ることの1つの大きな大切なこととして、皆さんには自然破壊につながらないように、男里川流域での干潟、それからまた金熊寺川流域での生物なんかを守る運動など、皆さんにもお声をかけて頑張っているところであります。

議長（林 治君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（林 治君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議員提出議案第15号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第23、議員提出議案第16号 大規模災害に対する、公的支援の法的措置の早期実現を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して小山広明君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。小山広明君。

3番（小山広明君） 議員提出議案第16号を案文の朗読をもって提案にか

えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

大規模災害に対する、公的支援の法的
措置の早期実現を求める意見書（案）

憲法は、第13条で「すべての国民は、個人として尊重され（中略）立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とうたっている。

阪神・淡路大震災の被災者は、2年半を過ぎた今もなお、多くの方々が仮設住宅等で生活を余儀なくされており、餓死を含めての孤独死は150人余、道路などの公共施設、大企業の建物の復興は進んでいるが、個人の建物などの生活施設は、まだまだ十分とは言えない。

北海道奥尻島や島原普賢岳の教訓を生かして、誰もが安心して生活を送るためにも、大規模災害に対しての公的支援は不可欠である。

よって、国会におかれては、国民が安心して生活できる法的措置を一日も早く講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月26日

泉南市議会

以上でありますので、よろしくお願いたします。

議長（林 治君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。
———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第16号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第24、議員提出議案第17号 郵政事業分割・民営化に反対する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して真砂 満君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。真砂 満君。

12番（真砂 満君） 議員提出議案第17号、郵政事業分割・民営化に反対する意見書について、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきました

いというふうに思います。

提案の前に、一部字句の修正がございますので、大変申しわけございませんが、修正の方よろしく願い申し上げます。表題を別として、上から17行目、「山間地」というふうに書いておりますが、ここを「山間部」に訂正をしていただきたいというふうに思います。

それと、2段下がって上から19行目、「よって、政府におかれては、これら」という間に「国営事業として」、これがちょっと欠落しておりますので、ここに「国営事業として」の字句を挿入していただきたいというふうに思います。

それでは、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきたいと思いません。

行財政改革に取り組む政府は、行政改革会議で官民の役割分担の検討課題の一つとして郵政三事業の見直しを上げ、民営化に向けた検討に取りかかっており、今後関連法案の提出へ発展する懸念がある。

特に国会の予算審議においては、閣内不一致ともとれる発言があるなかで国民に多大の不快感を与えているのは明白である。

現在、郵政事業は、全国約24,000の郵便局ネットワークを通じ、郵便、貯金、保険の三事業を公的サービスとして全国に公平に提供し、国民生活の安定向上と、福祉の増進に大きく寄与している。

なかでも、約220兆円の貯金残高を持つ郵貯資金は、簡保資金とともに財政投融资の主要な原資として、政府系金融機関や地方公共団体に貸し出され、住宅、学校、下水道の建設や道路の整備などの社会資本整備や国際協力に活用され、また、機動的・弾力的な景気対策の遂行という重要な役割も担っており、仮に民営化が行われるならば、地方の社会資本整備はますます遅れを来すことになる。

また、郵便業務においては、採算性を重視した民間へ移されることになると収益の高い都市部に事業が集中し、不採算地域を多く抱える。例えば、山間部においては料金格差が生じ、全国统一料金制度を維持することは極めて困難となり、地方が切り捨てられることになる。

よって政府におかれては、国営事業としてこれら郵政事業の果たす公共的・社会的役割の重要性に鑑み、より一層の合理化と時代にあったサービス向上に一層努力され、現行経営形態を堅持し、分割・民営化を行わない

よう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月26日

泉南市議会

議員各位におかれましては、前に書かれている以外にも賛同された議員さんが多くおられますけど、ちょっと私の不手際によりまして署名していただいておりますけれども、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（林 治君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議員提出議案第17号は、原案のとおり可とすることに決しました。

ただいま可決されました意見書、決議につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一願いたいと思います。

以上をもって、本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成9年第2回泉南市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後4時38分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

林 治

大阪府泉南市議会議員

小 山 広 明

大阪府泉南市議会議員

市 道 浩 高